【資料1】

令和9年度知事と市町村長の意見交換会における要望について

1 令和9年度青森圏域重点事業要望項目数

重点要望 ： 35項目 うち青森市要望25項目 ※全て継続
（参考） R8：38項目 うち青森市要望28項目

2 重点要望項目（青森市）

No.	要望項目
1	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について
2	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について
3	雇用対策の充実について
4	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について
5	青森空港の利用促進について
6	外国人観光客の受入環境整備の充実について
7	青森県独自の移住支援制度の充実について
8	子育て支援について
9	国民健康保険の保険者努力支援制度（取組評価分）における「こどもの医療の適正化等の取組」のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標の撤廃について
10	少人数学級編制の推進について
11	スクールカウンセラー派遣の拡充について
12	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について
13	青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について
14	地域生活支援事業の実施に係る超過負担について
15	青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について
16	河川改修等の整備促進について
17	雪総合対策の推進について
18	青森港の機能充実について
19	一般国道7号等の整備促進について
20	津軽横断道路の整備促進について
21	広域的な地域公共交通（地域間路線バス）の確保・維持に向けた支援について
22	都市計画道路の整備促進について
23	ツキノワグマの被害防止対策の推進について
24	地方創生に取り組むための財源措置について
25	公共施設等の整備に係る地方債の期間延長について

3 知事と市町村長の意見交換会

- 日 時：11月9日（月） 10:00～10:45
- 場 所：県庁 第三応接室
- 要望書を市長から知事へ直接手渡し、その後、知事と意見交換を行う。

【青森市意見交換テーマ】

雪総合対策の推進について

1. 豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保
2. 各道路管理者がそれぞれの役割を果たすだけでなく、国、県、市の除排雪体制の連携強化
3. 円滑で効率的な排雪作業の実施に向けた国道・県道の早期除排雪による排雪運搬ルートの確保
4. 関係機関への働きかけにより、円滑に重機やダンプトラック等の除排雪車両の融通ができる体制構築の推進
5. 効率の良い作業の実施に向け、雪処理能力の向上のため、国有地の雪捨て場としての活用の推進
6. ICTやAI技術等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援
7. 除排雪の担い手である除排雪事業者の確保と育成を図る施策の推進
8. 国・県・市、住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化
9. 少雪時におけるオペレーターの人件費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度の創設
10. 豪雪災害時における情報発信について、住民に災害であると強く認識させ、適切に行動できるような体制づくりの支援
11. 東北道路啓開協議会の枠組みの中で設置予定の（仮称）青森道路啓開ワーキンググループなどを通じ、豪雪時における道路交通機能の確保や円滑な除排雪の実施に向けた国、県との連携強化

【資料２】

（案）

令和９年度

青森圏域重点事業に関する要望書

令和８年11月

青森市　平内町　今別町

外ヶ浜町　蓬田村

令和9年度青森圏域重点事業要望項目一覧

【重点要望35項目】

No.	要望項目	県担当部署	市町村担当部署	頁
1	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について	経済産業部 経済産業政策課 経済産業部 企業立地・創出課 経済産業部 産業イノベーション推進課 総合政策部 DX推進課	青森市 経済部 新産業支援課 青森市 経済部 創業・人づくり推進課	1
2	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について	農林水産部 水産振興課	青森市 農林水産部 水産振興センター	2
3	雇用対策の充実について	こども家庭部 若者定着還流促進課 経済産業部 産業イノベーション推進課	青森市 経済部 経済政策課 青森市 経済部 創業・人づくり推進課	3
4	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について	県土整備部 港湾空港課 経済産業部 地域企業支援課 経済産業部 企業立地・創出課 環境エネルギー部 エネルギー・脱炭素政策課	青森市 都市整備部 公園河川課 青森市 経済部 新産業支援課	4
5	青森空港の利用促進について	観光交流推進部 国際誘客交流課	青森市 経済部 交流推進課	5
6	外国人観光客の受入環境整備の充実について	観光交流推進部 国際誘客交流課 県土整備部 港湾空港課	青森市 経済部 交流推進課	6
7	青森県独自の移住支援制度の充実について	こども家庭部 若者定着還流促進課 健康医療福祉部 健康医療福祉政策課	青森市 企画部 連携推進課	7
8	子育て支援について	こども家庭部 こどもみらい課 教育庁 スポーツ健康課	青森市 税務部 国保医療年金課 青森市 こども未来部 子育て支援課 青森市 教育委員会事務局 学校給食課	8
9	国民健康保険の保険者努力支援制度（取組評価分）における「こどもの医療の適正化等の取組」のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標の撤廃について	健康医療福祉部 高齢福祉保険課	青森市 税務部 国保医療年金課	9
10	少人数学級編制の推進について	教育庁 教職員課	青森市 教育委員会事務局 学務課	10
11	スクールカウンセラー派遣の拡充について	教育庁 学校教育課	青森市 教育委員会事務局 指導課	11
12	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について	教育庁 文化財保護課 教育庁 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課	青森市 教育委員会事務局 文化遺産課 青森市 教育委員会事務局 浪岡教育課	12
13	青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について	総合政策部 統合新病院開設準備室 健康医療福祉部 医療薬務課	青森市 市民病院事務局 新病院整備推進課 青森市 企画部 財政課	13
14	地域生活支援事業の実施に係る超過負担について	健康医療福祉部 障がい福祉課	青森市 福祉部 障がい者支援課	14
15	青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について	交通・地域社会部 交通戦略課 県土整備部 都市計画課 県土整備部 港湾空港課	青森市 都市整備部 都市政策課	15
16	河川改修等の整備促進について	県土整備部 河川砂防課	青森市 都市整備部 公園河川課	16
17	雪総合対策の推進について	財務部 市町村課 県土整備部 道路課 交通・地域社会部 地域づくり政策課	青森市 都市整備部 道路維持課 青森市 都市整備部 道路建設課 青森市 浪岡振興部 都市整備課	17
18	青森港の機能充実について	県土整備部 港湾空港課	青森市 都市整備部 公園河川課 青森市 経済部 交流推進課	18
19	一般国道７号等の整備促進について	県土整備部 道路課	青森市 都市整備部 道路建設課 青森市 浪岡振興部 都市整備課	19
20	津軽横断道路の整備促進について	県土整備部 道路課	青森市 浪岡振興部 都市整備課 青森市 都市整備部 道路建設課	20
21	広域的な地域公共交通（地域間路線バス）の確保・維持に向けた支援について	交通・地域社会部 交通戦略課	青森市 都市整備部 都市政策課	21
22	都市計画道路の整備促進について	県土整備部 都市計画課 県土整備部 道路課	青森市 都市整備部 道路建設課	22
23	ツキノワグマの被害防止対策の推進について	環境エネルギー部 自然保護課	青森市 環境部 環境保全課 青森市 浪岡振興部 市民課	23

No.	要望項目	県担当部署	市町村担当部署	頁
24	地方創生に取り組むための財源措置について	交通・地域社会部 地域づくり政策課 こども家庭部 こどもみらい課	青森市 企画部 企画調整課 青森市 こども未来部 こども・若者政策課	24
25	公共施設等の整備に係る地方債の期間延長について	交通・地域社会部 地域づくり政策課	青森市 企画部 財政課	25
26	陸奥湾ホタテガイ養殖業について	農林水産部 水産振興課 農林水産部 食ブランド・流通推進課 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課	平内町 水産商工観光課	26
27	国民健康保険事業費納付金の抑制および市町村財政支援について	健康医療福祉部 高齢福祉保険課	平内町 健康増進課 平内町 税務課	27
28	県道14号線　主要地方道今別蟹田線(平坦化整備)整備早期完成について	県土整備部 道路課	今別町 産業建設課	28
29	今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期完成について	県土整備部 河川砂防課	今別町 産業建設課	29
30	国道280号整備促進について	県土整備部 道路課	今別町 産業建設課	30
31	国道280号（蓬田～蟹田）バイパス整備促進について	県土整備部 道路課	外ヶ浜町 建設課	31
32	蟹田川の河川整備について	県土整備部 河川砂防課	外ヶ浜町 建設課	32
33	主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠の道路整備について	県土整備部 道路課	外ヶ浜町 建設課	33
34	陸奥湾ホタテガイの安定生産に向けた支援について	農林水産部 水産振興課	蓬田村 産業振興課	34
35	玉松海水浴場沿岸地域の観光開発及び環境整備について	県土整備部 河川砂防課	蓬田村 産業振興課	35

要望項目	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について（継続）		
要望先	国		
	県	経済産業部（経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課） 総合政策部（ＤＸ推進課）	
	その他		
関係法令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要望事項の内容

本市では、人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出などを踏まえ、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。

これまで、産学金官連携のもと、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」において、若者等の起業・創業や第二創業をはじめとする新たな事業展開など、専任のコーディネーターによるワンストップできめ細かな支援を行ってきております。また、起業家のコミュニティ形成に向けた「あおスタ起業塾」の開催、事業のＰＲや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する交流会の開催など、起業家精神の醸成から起業後のフォローまで、一貫した取組を進めてきております。

こうした取組の成果もあり、創業件数は、令和６年度 76 件、令和７年度 86 件と近年高い水準で推移しており、今後一層の運営体制の強化が求められております。

また、令和 8 年度からは、スタートアップ企業への中長期的な伴走支援体制の構築と地域企業の新事業開発などに向けた伴走支援体制の構築、さらには、小学生から大学生までを対象に、起業マインドの醸成を図るとともに社会課題の発見と解決に挑戦し、協働して取り組む力を育むアントレプレナーシップを推進し、スタートアップ・エコシステムの構築に取り組んできているところです。

加えて、国によりデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく取組が進められていることや県内中小企業者のＤＸの取組状況などを踏まえ、令和6年度からこれまで、ＤＸにより経営課題の解決を図るロールモデルの創出、社内人材の育成や、ＤＸに取り組むきっかけを作るワークショップ等の取組を通じて、機運醸成を図るとともに、事業者間において、情報共有や交流を図ることができる機会の提供を通じ、相互に連携・協力し、ＤＸを推進する環境の形成に取り組んでおります。

また、市民所得の向上や雇用の促進など地域経済の活性化を図るため、産学金官が「共創」により取り組むしごと創りに向けた新たな指針として「青森市しごと創造戦略」を令和７年２月に策定し、洋上風力発電関連産業の育成・集積をはじめ 29 の「共創プロジェクト」を位置付け、産学金官の多様な主体と連携しながら、事業化に向けて取り組んでおります。

以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．産学金官の共創による新しい産業振興策との連携
２．「AOMORI STARTUP CENTER」に開設した「経営の総合相談窓口」との連携
３．スタートアップを支援する取組との連携
４．地域企業のＤＸ推進に向けた取組との連携

現在までの主な経緯・参考事項

平成28 年3 月30 日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置
平成30 年7 月 「あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転
令和３年度～ 「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設
令和４年度～ あおスタ起業塾開催
令和６年４月～ 地域企業ＤＸ推進事業実施
令和７年２月 青森市しごと創造戦略策定
令和８年度～ 次世代人材アントレプレナーシップ醸成支援事業、スタートアップ・第二創業支援事業実施

担当部署名	青森市 経済部新産業支援課 青森市 経済部創業・人づくり推進課

要望項目	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について（継続）		
要望先	国		
	県	農林水産部（水産局水産振興課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要望事項の内容

本市の漁業生産は、かつては回遊魚等を対象とした小型定置網や巻き網などの漁業が主でしたが、昭和 45 年頃からはホタテガイ養殖技術の確立によって「とる漁業」から「育てる漁業」へと転換し、現在においては、ホタテガイ生産額が本市漁業生産額の約 7 割（720 百万円）を占める主力水産物となっています。

また、県全体としても、漁業生産額全体に占めるホタテガイの生産額は約 3 割（9,949 百万円）と最も多くを占めており、ホタテガイは本県にとって最も重要な水産物の一つとなっています。

このような中にあって、令和 5 年に続き、昨年夏以降の陸奥湾での高水温の影響により、令和 7 年 10 月 1 日現在の全湾における稚貝の保有枚数が過去 10 ヵ年平均（14.2 億枚）の 21 パーセント（3 億枚）となったところであり、今後のホタテガイ生産への影響が懸念されています。

一方で、親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクもあるため、近年は、漁業者が半成貝での出荷を選ぶ傾向が強くなっており、今後、陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されます。

県におきましては、ホタテガイの安定生産のため、各種試験や養殖管理に必要な情報提供等に取り組まれているのに加え、陸奥湾ホタテガイ総合戦略（令和 6 年 10 月）、青森新時代「農林水産力」強化パッケージ（令和 7 年 3 月）、さらには「陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会」（令和 8 年 2 月、7 月）等により、ホタテガイ生産の高度化、経営力強化、販売促進等に取り組んでいただいているところでありますが、令和 4 年の採苗不振及び令和 5 年以降の高水温の影響も含め、稚貝及び親貝不足の状況は解消されていないことから、恒常的なホタテガイの稚貝及び親貝確保に向けた取組等、陸奥湾におけるホタテガイ養殖環境の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いします。

1．ホタテガイ稚貝及び親貝確保に向けた取組等のホタテガイ養殖環境の充実について

現在までの主な経緯・参考事項

令和　4 年　採苗不振による稚貝確保数の激減（全湾：10.2 億枚、過去 10 年平均の 65 パーセント）
令和　5 年　高水温による稚貝確保数の激減　（全湾： 8.7 億枚、過去 10 年平均の 57 パーセント）
令和　6 年　陸奥湾ホタテガイ高水温被害に関する農林水産大臣への要望活動(R6.1.25)
※参加者－青森県知事・青森県議会議長・青森市長・外ヶ浜町長・野辺地町長　他
高水温による稚貝確保数の激減　（全湾：11.8 億枚、過去 10 年平均の 76 パーセント）
令和　7 年　陸奥湾ホタテガイ高水温被害等に関する農林水産大臣への要望活動(R7.3.18)
※参加者－青森市長、青森市議会議長
高水温による稚貝確保数の激減　（全湾： 3.0 億枚、過去 10 年平均の 21 パーセント）
令和　8 年　陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産に向けた支援に関する水産庁長官への要望活動(R8.1.14)
※参加者－青森県知事・青森県議会副議長・青森市長・むつ市長・平内町長　他
(R7)青森県漁業生産額（35,567 百万円）※うちホタテガイ生産額（9,949 百万円）
(R7)青森市漁業生産額（　980 百万円）※うちホタテガイ生産額（　720 百万円）

担当部署名	青森市　農林水産部水産振興センター

要望項目	雇用対策の充実について（継続）			
要望先	国	厚生労働省（人材開発統括官）		
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課） 経済産業部（産業イノベーション推進課）		
	その他			
関係法令			事業主体	国、青森県

要望事項の内容

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、本県の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、緩やかな低下がみられ、物価上昇や中小企業者等の賃上げ環境整備に加え、中東情勢の緊迫化などが雇用に与える影響に留意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、ＤＸの進展等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。

このことから、本市では、企業の誘致に取り組んでいるところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Uターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」に参画するなど、未来を担う人材の育成を図っていくこととしております。

また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なＩＴ人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。同カレッジにおいては、「ＩＣＴビジネスエキスパート科」及び「ＩＣＴシステムクリエイト科」の専門学科において、ＩＣＴエキスパートを育成することに加え、ＩＣＴを利活用した地域活性化につながる産業として注目されている ｅ スポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設するなど、これからのＩＣＴ社会に必要な人材の育成に取り組んでいくこととしております。

人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．市が実施する雇用対策に対する支援の充実
２．ＩＣＴ社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続

現在までの主な経緯・参考事項

卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者		
	合計（人）	うち地元（青森管内）への就職者	
		就職者数（人）	構成比（%）
Ｒ５．３	４０４	１６８	４１．６
Ｒ６．３	４１４	１９０	４５．９
Ｒ７．３	３７２	１４４	３８．７
Ｒ８．３	３８３	１５５	４０．５

※各年６月末現在（Ｒ８年は３月末現在）

年度	有効求人倍率		
	青森管内（※）	青森県	国
Ｒ４年度	１．１７	１．１８	１．３１
Ｒ５年度	１．２１	１．１７	１．２９
Ｒ６年度	１．０８	１．１０	１．２５
Ｒ７年度	１．０４	１．０９	１．２０

※青森管内：青森公共職業安定所管内
（青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）

担当部署名	青森市　経済部経済政策課 青森市　経済部創業・人づくり推進課

要望項目	**青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について（継続）**			
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課））、経済産業省（経済産業政策局、資源エネルギー庁）		
	県	県土整備部（港湾空港課）、経済産業部（地域企業支援課、企業立地・創出課）、環境エネルギー部（エネルギー・脱炭素政策課）		
	その他			
関係法令	港湾法		事業主体	国、青森県

要望事項の内容

青森港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港として整備が進められてきたところであり、現在、東北地方から北海道にかけての日本海側で、様々な洋上風力発電の事業が計画されてきている中、そうした海域に近く、なおかつ陸奥湾という静穏度が高く運用上安全性に優れた海域にある物流港という特性を踏まえれば、洋上風力発電の関連産業の立地による地域振興は重要なファクターであると認識しているところであります。

青森港は、令和６年４月 26 日に県内初、全国で６例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として国土交通大臣より指定され、令和 6 年度からは国直轄事業の青森港油川地区国際物流ターミナル（－12m）整備事業として新規採択され、令和９年度までの４年間で基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12mの岸壁整備等が行われることとなりました。

青森港を基地港湾として整備することにより、油川埠頭の周辺には、風車メーカー、部品等のサプライヤー、保守管理などの事業者や工場等の立地による関連産業の集積や地元企業の事業への参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されております。

そのため、洋上風力発電関連産業の育成・集積に向け、令和７年２月に策定した「青森市しごと創造戦略」において、産学金官が連携して新たに取り組む共創プロジェクトの中に、「洋上風力発電事業への市内事業者の参入支援」をはじめ、青森港を基地港湾として利用する「洋上風力発電事業プロジェクト誘致による企業立地」及び「浮体式洋上風力発電のハブ港化」といった３つを位置付け取り組んでおります。

以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．基地港湾の着実な整備に向けた取組
２．基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携

現在までの主な経緯・参考事項

【基地港湾の経緯】
・令和４年９月に国が基地港湾指定の意向があった港湾として油川埠頭を公表した。
・令和 6 年１月に公募が開始された青森県沖日本海（南側）の公募指針の中に、促進区域と一体的に利用できる港湾として青森港が示された。
・令和６年４月に新規事業として採択され、国土交通大臣より基地港湾に指定された。
・令和６年 12 月に青森県沖日本海（南側）の洋上風力発電事業者が選定され、公募占用計画要旨において、基地港湾及び O&M 港湾として青森港を利用する意向が示された。
・令和７年 12 月に青森県沖日本海（南側）における洋上風力発電事業者の公募占用計画が国から認定された。

担当部署名	青森市　都市整備部公園河川課 青森市　経済部新産業支援課

青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について

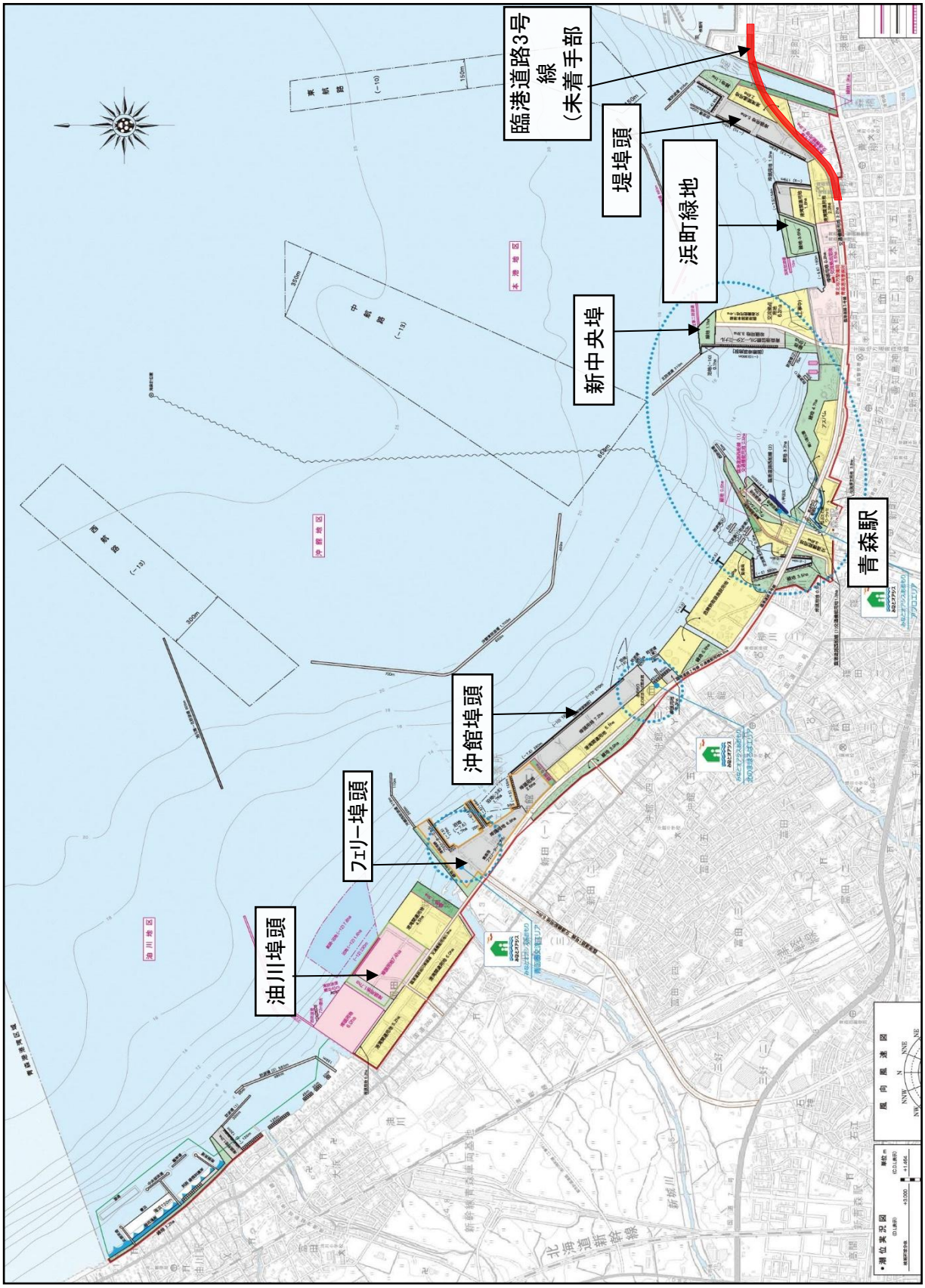

要望項目	**青森空港の利用促進について（継続）**			
要望先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））		
	県	観光交流推進部（国際誘客交流課）		
	その他	航空会社		
関係法令	空港法		事業主体	交通事業者、旅行業者、航空会社、青森県ほか

要望事項の内容

青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。

国内線については、日本航空㈱（JAL）、全日本空輸㈱（ANA）、㈱フジドリームエアラインズ（FDA）の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化など、更なる国内線の充実が求められております。

名古屋（小牧）線については、1日3便となっておりますが、その効果の最大化と、便数の増加に向けて、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、令和 7 年冬ダイヤから期間限定運航となっている神戸線については、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。

さらに、ダブルトラック化から 12 年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。特に令和7年夏ダイヤより1日1往復減便となった青森・大阪（伊丹）線については、令和7年8月から10月までの搭乗率が9割を超えております。当該路線は関西圏との交流を支える重要な路線であり、利便性の向上を図るためにも、これまでの1日7往復体制への復活が不可欠となっております。

こうした取組の中、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した各航空路線の需要は回復しており、国内旅行はもとより、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に更に高まるものと予想されます。

つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．名古屋（小牧）線、神戸線、札幌（新千歳）線の利用促進
２．東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実
３．大阪（伊丹）線の７便への復活の早期実現

現在までの主な経緯・参考事項

昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成7年4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全面的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリー化（CAT-IIIa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル一部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和2年 3月	FDAが神戸線開設
		令和6年 1月	青森～韓国ソウル線の運航再開
		令和6年10月	青森～台湾台北線の運航再開
		令和8年 3月	青森～台湾台北線が週 7 便運航に増便・青森～韓国ソウル線が週5便運航に増便

担当部署名	青森市　経済部交流推進課

要望項目	**外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）**			
要望先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（出入国在留管理庁）、財務省（関税局）、厚生労働省（健康・生活衛生局）、農林水産省（農産局）		
	県	観光交流推進部（国際誘客交流課）、県土整備部（港湾空港課）		
	その他	日本政府観光局（JNTO）、航空会社		
関係法令			事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行業者、航空会社ほか

要望事項の内容

本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有していることから、鉄道、フェリー、航空などの交通網を組み合わせた旅行形態である立体観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。

令和 7 年の主要宿泊施設（32 施設）における外国人宿泊者数は、北海道新幹線開業を契機に航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや、青森空港において令和 6 年 1 月に青森・ソウル線、令和 6 年 10 月に青森・台北線の国際定期便が復便となったことなどから、約 23 万人泊とコロナ禍前の令和元年と比べて約 2.3 倍と増加しております。令和 8 年夏ダイヤからは、青森・台北線は週 3 便から週 7 便、青森・ソウル線は週 3 便から週 5 便に増便となっており、今後も外国人宿泊者数の増加が見込まれております。

また、青森港においては、クルーズ船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降寄港数は激減したものの、令和 5 年 3 月に外国船クルーズも再開となり、今年の寄港数は、過去最多・東北最多となる 44 回を予定しております。

今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。

具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。

つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実
２．ソウル線・台北線をはじめとする国際路線の維持・拡大
３．航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進
４．海外ポートセールスの強化

現在までの主な経緯・参考事項

【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1 月～12 月）、主要 32 宿泊施設の合計
102,816 人泊（R1）、25,459 人泊（R2）、1,947 人泊（R3）、11,913 人泊（R4）、102,569 人泊（R5）、159,396 人泊（R6）、232,384 人泊（R7）

【外国人観光客の受入環境整備の経緯】
○H27　・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始
○H28　・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業）
　　・青森市フリーWi-Fi の整備（公共観光施設等 9 施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語）
○観光関連事業者の無料公衆無線ＬＡＮ利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用
○R8　・青森市地域通訳案内士の導入

【青森空港における国際定期便の就航】
○H 7.4 月　青森～韓国・ソウル線の開設
○R 1.7 月　青森～台湾・台北線の開設
○R 6.1 月　青森～韓国・ソウル線の復便（R2.3 月から休止）
○R 6.10 月 青森～台湾・台北線の復便（R2.2 月から休止）
○R 8.3 月　青森～台湾・台北線が週 3 便から週 7 便に増便　青森～韓国・ソウル線が週 3 便から週 5 便に増便

【青森港へのクルーズ船寄港回数】 ※（ ）は年（1 月～12 月）、寄港回数／うち外国船籍
11 回／3 回（H24）、19 回／8 回（H25）、20 回／12 回（H26）、21 回／12 回（H27）、21 回／13 回（H28）、22 回／15 回（H29）、26 回／16 回（H30）、27 回／21 回(R1)
0 回／0 回(R2)、1 回/0 回(R3)、4 回/0 回(R4)、35 回/29 回（R5）、36 回/32 回（R6）、41 回/34 回（R7）、44 回/40 回（R8 予定）

担当部署名	青森市　経済部交流推進課

要望項目	**青森県独自の移住支援制度の充実について（継続）**			
要望先	国	内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）、 内閣府（地方創生推進事務局）		
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課）、健康医療福祉部（健康医療福祉政策課）		
	その他			
関係法令	地域再生法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律		事業主体	国、青森県

要望事項の内容
本市を含む東青地域では、国の移住支援金の対象とならない東京23区外からの移住者に対し単身世帯15万円、複数世帯 25 万円(同居の子ども１人につき 25 万円加算)を助成する「新しい働き方移住支援金」を交付しています。 県では、医療福祉職の子育て世帯の移住者への独自の移住支援金制度を実施していますが、少子高齢化が進む中、その担い手不足は医療福祉職に限らず幅広い分野で顕在化しており、就業先や職種を問わない県独自の移住支援金制度こそが求められていると考えます。 また、本市では、東京一極集中の是正及び担い手不足対策のため、東青地域の町村と連携して、移住体験の実施、首都圏での移住フェア開催等により移住促進に取り組んでいるほか、アオモリワーケーションなどの実施により、移住はもとより、関係人口の創出にも取り組んでいますが、市町村単独では財政的に限界があります。 つきましては、引き続き本県への移住促進を図るため、次の事項について特段の御配慮をお願い申し上げます。 **１．青森県独自の移住支援制度及び移住や関係人口創出を促進するための支援の充実**

現在までの主な経緯・参考事項
【移住支援金関連】 平成31年度　(国)地方創生推進交付金制度運用開始、(県市) 移住支援金制度運用開始 令和４年12月　(国)地方創生交付金要件拡充（拡充要件：子の加算要件100万円） 令和５年４月　(県)地方創生交付金要件拡充（拡充要件：子の加算要件100万円） 令和５年６月　(県)県独自医療福祉職子育て世帯移住支援金新設 令和５年７月　(市)移住支援金要件拡充(拡充要件:子の加算要件100万円)、医療福祉職子育て世帯移住支援金新設 令和６年４月　(県)リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金廃止 【東青地域で連携した取組】 令和３年１月　東青地域移住・交流サポート協議会設立

担当部署名	青森市　企画部連携推進課

要望項目	子育て支援について（継続）		
要望先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	こども家庭部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令	子ども・子育て支援法	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容

国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、医療費等の負担軽減、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講じているほか、令和8年度からは、学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が公立小学校を対象に開始されております。

本市においては、「子育て先進都市　青森市」の実現に向け、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」も活用しながら様々な子育て支援策に取り組んでおり、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施してきたところであり、令和6年10月からは、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃したところであります。

また、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担（保育料）が無償化されているほか、3歳以上の副食費について、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもを対象に徴収を免除されております。このような中、本市では、令和6年10月から認可保育施設を対象に2歳児クラスの保育料全額公費負担を、令和8年4月からは、0歳と1歳児クラスを対象に所得の状況や世帯ごとの入所児童数等に応じて保育料の全額又は半額公費負担を開始するとともに、認可外保育施設についても認可保育施設と同様に0歳から2歳児クラスを対象とした保育料の全額相当又は半額相当公費負担を実施したところです。

さらに、令和4年10月から実施した市立小中学校における学校給食費の全額公費負担について、米価等給食材料費高騰へ対応するため、給食1食当たりの単価を増額し、令和8年度も引き続き実施したところであります。

しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。

これら少子化対策につながる取組は、国が責任と財源を明確にしたうえで、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。

以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ

2．親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの保育料と3歳以上の副食費の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援

3．学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について、早期に中学校給食費をその対象に加えることを求めるとともに、全国共通の安定した制度を構築し、物価高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、既存の小学校給食費を含めた適切な基準単価の設定による各自治体の財政負担軽減についての国への働きかけ

現在までの主な経緯・参考事項

【医療費助成】	
平成27年8月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付)
令和6年10月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生等までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付)するとともに、所得制限を撤廃
【保育料無償化】	
令和元年10月	住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施
令和6年10月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、２歳児クラスの保育料全額公費負担を開始
令和8年4月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、０歳と１歳児クラスの保育料全額又は半額公費負担を開始するとともに、認可外保育施設についても同様に０歳から２歳児クラスを対象とした保育料の全額相当又は半額相当公費負担を開始
【給食費全額公費負担】	
令和4年10月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を開始
令和5年4月	一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続
令和6年10月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続

担当部署名	青森市　税務部国保医療年金課 青森市　こども未来部子育て支援課 青森市　教育委員会事務局学校給食課

要望項目	**国民健康保険の保険者努力支援制度（取組評価分）における「こどもの医療の適正化等の取組」のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標の撤廃について（継続）**			
要望先	国	厚生労働省保険局国民健康保険課		
	県	健康医療福祉部高齢福祉保険課		
	その他			
関係法令			事業主体	青森市

要望事項の内容

国では、これまで現物支給による医療費助成を行う自治体に対して講じてきた国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティについて、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年4月1日から高校生世代までを対象に廃止したところである。

一方で、令和6年6月26日付の厚生労働省通知『令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について』において、自治体が、外来窓口負担が必要な制度としている場合には、特別交付金のうち保険者努力支援制度（取組評価分）の算定に当たり加点する評価指標が「こどもの医療の適正化等の取組」として創設され、令和8年度及び令和9年度においても、配点は下がったものの、同様の評価指標が設定されている。

このことは、子ども医療費助成への窓口負担を導入するためのインセンティブであり、子育て政策を後退させる方向への誘導となることから、当該評価指標を直ちに撤廃するべきである。

以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）において創設された「こどもの医療の適正化等の取組」のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標を撤廃することについての国への働きかけ

現在までの主な経緯・参考事項

【参考①：他団体における要望の経緯】

令和7年5月15日　第186回東北市長会総会において各県市長会提出議案として提出され、関係省庁等に要望書として提出することを同日付で採択

同年5月19日　青森県市議会議長会による青森県選出国会議員との懇談会において要望事項として提出

同年5月23日　令和7年度中核市市長会総会において国の施策及び予算に関する提言案として提出され、同日付で採決されるとともに、関係省庁等に対する提言活動を同日に実施

同年10月3日　「知事と圏域市町村長との意見交換会」の場で、令和8年度青森圏域重点事業に関する要望書として、当該項目について青森県に提出

令和8年5月18日　内閣府からの追加共同提案の意向及び支障事例等の補強、類似の支障を有する他制度等に関する照会において、仙台市外28市町村が提案した「保険者努力支援制度におけるこども医療費助成の評価指標の見直し」について、本市も追加共同提案団体として参画する旨を回答

同年5月20日　令和8年度中核市市長会総会において国の施策及び予算に関する提言案として提出され、同日付で採決されるとともに、関係省庁等に対する提言活動を同日に実施

【参考②：当該指標に係る得点の状況】

令和7年度の当該指標により50点加点（※1）となった保険者は、410団体（全体の23.5%）、20点加点（※2）となった保険者は0団体であった。

令和8年度の当該指標により20点加点（※1）となった保険者は、386団体（全体の22.2%）、10点加点（※2）となった保険者は0団体であった。

※1　子ども医療費助成制度について、医療機関等の窓口で支払いが必要な制度としている団体

※2　当該年度から医療機関等での支払いが必要な制度に変更した団体

担当部署名	青森市　税務部国保医療年金課

要望項目	少人数学級編制の推進について（継続）			
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））		
	県	教育庁（教職員課）		
	その他			
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		事業主体	国、県

要望事項の内容

現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められております。

青森県では、「あおもりっ子育みプラン 21」により段階的に拡充してきた 33 人学級編制について、令和 6 年度から中学校 3 年生まで拡充したことにより、小・中学校全学年において 33 人学級編制が実施されております。

子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題でありますが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．青森県における少人数学級編制に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数に応じた小・中学校教職員配置基準による教職員の配置及び未配置状況の改善

現在までの主な経緯・参考事項

昭和 55 年度	（国）義務標準法の改正により、小・中学校全学年における 40 人学級を実施
平成 13 年度	（国）義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成 14 年度	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 1 年生における 33 人学級を実施
平成 15 年度	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 2 年生及び中学校 1 年生に 33 人学級を拡充
平成 23 年度	（国）義務標準法の改正により、小学校 1 年生における 35 人学級を実施
	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 3 年生に 33 人学級を拡充
平成 24 年度	（国）義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施
平成 27 年度	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 4 年生に 33 人学級を拡充
令和 3 年度	（国）義務標準法の改正により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施 以降、令和 7 年度までに小学校全学年に 35 人学級を拡充
	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 5 年生に 33 人学級を拡充
令和 4 年度	（国）義務標準法に基づき、小学校 3 年生における 35 人学級を実施
	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 6 年生に 33 人学級を拡充
令和 5 年度	（国）義務標準法に基づき、小学校 4 年生における 35 人学級を実施
	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 2 年生に 33 人学級を拡充
令和 6 年度	（国）義務標準法に基づき、小学校 5 年生における 35 人学級を実施
	（県）「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 3 年生に 33 人学級を拡充
令和 7 年度	（国）義務標準法に基づき、小学校 6 年生における 35 人学級を実施
令和 8 年度	（国）義務標準法の改正により、令和 10 年度までに中学校全学年において 35 人学級へ引き下げ

担当部署名	青森市　教育委員会事務局学務課

要望項目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））	
	県	教育庁（学校教育課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国

要望事項の内容

本市においては、不登校児童生徒数が減少傾向にあるものの、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。また、学校復帰後も、児童生徒は様々な不安を抱えており、継続的な教育相談を行っていく必要があると考えております。

さらに、児童生徒の中には、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭に係る状況などの様々な悩みを抱えており、自傷行為、希死念慮等を抱える児童生徒が増加傾向にあります。このような児童生徒のSOSを早急に察知し、家庭も含めた心理的な支援、教育相談体制の充実を図ることが極めて重要であると考えております。

令和7年度は、市内全小中学校に19名のスクールカウンセラーが派遣され、派遣Bと派遣Cの年間派遣時間数は増加したものの、前述の学校が抱える課題の解決に向けたスクールカウンセラーとの面談や連携の需要は増加傾向にあり、年間派遣時間数内で児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況にあります。同一のスクールカウンセラーが小学校段階から計画的・継続的に教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．スクールカウンセラーの増員及び１校当たりの派遣時間数の増加
２．同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築

現在までの主な経緯・参考事項

【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】

平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校
平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校
平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校
平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校
平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校
平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校
令和 元年度	中学校19校、小学校45校、計64校
令和 2 年度	中学校19校、小学校43校、計62校
令和 3 年度	中学校19校、小学校43校、計62校
令和 4 年度	中学校19校、小学校42校、計61校
令和 5 年度	中学校19校、小学校42校、計61校
令和 6 年度	中学校19校、小学校42校、計61校
令和 7 年度	中学校19校、小学校42校、計61校

【過去3か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】

令和5年度20名　令和6年度18名　令和7年度19名

【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和7年度）】

年間勤務時間　派遣Ａ：3時間×40回＝120時間（中学校11校）
派遣Ｂ：3時間×24回＝ 72時間（小・中学校27校）
派遣Ｃ：3時間×15回＝ 45時間（小学校23校）　※月平均勤務回数　1～4回程度

担当部署名	青森市　教育委員会事務局指導課

要望項目	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（継続）		
要望先	国	文部科学省（文化庁（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）	
	その他		
関係法令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要望事項の内容

本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。

また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成 19 年 12 月に青森県などと共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成 21 年 1 月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和 3 年 7 月 27 日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界遺産一覧表への記載が決定したところです。

本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡ＰＲキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのＰＲ、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。

つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．各史跡の誘客促進、認知度向上に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言

現在までの主な経緯・参考事項

【世界遺産登録に関する主な経緯】

令和 3 年 5 月 26 日	イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告
令和 3 年 7 月 27 日	第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定

【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】

平成 2 年度	発掘調査開始
平成 7 年 3 月 17 日	国史跡指定
平成 11 年度	「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定
平成 18～20 年度	環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事
平成 21～26 年度	環境整備工事
平成 27 年 5 月 3 日	小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン

【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】

平成 6～7 年度	青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査
平成 12 年 1 月 29 日	国史跡指定
平成 17～30 年度	遺構盛土保護工事・環境整備工事
令和元年 9 月 21 日	一般公開開始
令和 2 年 3 月 20 日	中世の館に展示コーナー設置・公開

【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】

昭和 14 年 2 月 10 日	国史跡指定
昭和 52～平成 5 年度	発掘調査（東館、北館、内館ほか）
平成 6 年度	浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始
平成 9 年度	浪岡城跡案内所・駐車場整備
平成 21～令和 3 年度	遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）

担当部署名	青森市　教育委員会事務局文化遺産課 青森市　教育委員会事務局浪岡教育課

要望項目	青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について（継続）			
要望先	国	厚生労働省（医政局地域医療計画課）		
	県	総合政策部（統合新病院開設準備室）、健康医療福祉部（医療薬務課）		
	その他			
関係法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容

青森県立中央病院と青森市民病院は、地域において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っていますが、両病院において医師をはじめとした医療従事者を十分に確保していくことが難しいほか、施設の老朽化・狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症対策への対応など多くの課題を抱えています。

このような状況の中、青森県と青森市で協議を進め、人口減少や医療従事者不足、さらには新興感染症対策など地域医療を取り巻く課題や多様な医療ニーズなどに対応し、持続可能な、そして、強い医療提供体制を構築していくためには、両病院の機能・資源を集約・充実していくことが重要であると考え、両病院のあり方について、「青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」との基本方針を表明しました。

その後、共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項に従い、県・市議会及び有識者会議での御議論に加え、県民・市民の皆様からの御意見を踏まえ、令和７年３月に共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定し、現在、当該基本計画に基づき、円滑な開院に向けた準備や基本設計業務を進めており、今後、実施設計に着手する予定としております。

青森市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、救急医療、高度医療など地域に必要な医療を提供しており、県立中央病院と青森市民病院の統合を着実に推進することで、青森市民をはじめ青森地域保健医療圏に住む方々に対して、将来にわたり安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えています。

また、統合新病院の概算事業費については、近年の同規模病院の建築単価等を参考に算定し、885～966 億円と見込んでいますが、昨今の建築資材・人件費などの上昇等により事業費の更なる増額が考えられます。

つきましては、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築の観点、本市財政負担軽減の観点、統合新病院の経営安定化の観点から、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備
２．県の「地域医療介護総合確保基金」等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援

現在までの主な経緯・参考事項

令和３年 11 月　県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会からの提言
令和４年　２月　県立中央病院と青森市民病院のあり方に関する基本方針の表明
令和４年　８月　共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の公表
令和４年 12 月　共同経営・統合新病院の検討対象地に係る外部有識者からの意見聴取
令和５年　９月　県立中央病院と青森市民病院の統合新病院整備に係る知事と市長の会談
令和５年 10 月　第１回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議の開催
（第２回：令和５年12月、第３回：令和６年２月、第４回：令和６年５月、第５回：令和６年７月、第６回：令和６年９月、第７回：令和６年11月、第８回：令和７年２月、第９回：令和７年２月）
令和５年 11 月　第１回青森市統合新病院整備場所等検討会議の開催
（第２回：令和５年12月、第３回：令和６年１月、第４回：令和６年７月、第５回：令和６年７月、第６回：令和６年８月、第７回：令和６年９月）
令和６年　３月　共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の見直し
令和６年　９月　統合新病院の整備場所に係る知事と市長の会談
令和７年　３月　共同経営・統合新病院に係る基本計画の策定
令和７年　９月　統合新病院新築基本設計業務に着手

担当部署名	青森市　市民病院事務局新病院整備推進課 青森市　企画部財政課

要望項目	地域生活支援事業の実施に係る超過負担について（継続）		
要望先	国	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）	
	県	健康医療福祉部（障がい福祉課）	
	その他		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業主体	国、青森県

要望事項の内容

市町村が実施する地域生活支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がいのある方々が地域で自立した日常生活や社会生活を送る上で不可欠な支援を提供するものであり、本市では、ストーマ装具などを給付する日常生活用具給付等事業、障がい者の外出を支援する移動支援事業、手話通訳者などを派遣する意思疎通支援事業などを実施しています。

しかしながら、本事業に対する補助は、障害者総合支援法において国は事業費の 100 分の 50 以内、都道府県は 100 分の 25 以内を補助することができるとされているものの、令和 7 年度の実際の補助率は国 25.10%、県 12.55%と、いずれも法が想定する水準の半分程度にとどまっています。

その結果、令和 7 年度における本市の地域生活支援事業費約 1 億 6,600 万円に対し、国の補助額は約 4,200 万円、県の補助額は約 2,100 万円にとどまり、市の一般財源負担は約 1 億 300 万円に達しています。これは、法の趣旨に沿って国 50%・県 25%の財政支援が行われた場合に想定される市負担額約 4,100 万円を大きく上回り、約 6,200 万円の超過負担が生じている状況です。

地域生活支援事業については、昨今の物価や人件費の高騰を受け、ストーマ装具をはじめとする日常生活用具の価格が上昇しているほか、移動支援事業や意思疎通支援事業など各事業の運営経費も増大しており、本市にも関係団体等から基準額の引上げ等を求める要望が寄せられています。日常生活用具の基準額や委託料、補助金等の見直しは喫緊の課題となっていますが、市の超過負担が続く現状では、この見直しを独自に進めることは極めて困難な状況にあります。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の 2 分の 1 に近づけるよう国への働きかけ
2．青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の 4 分の 1 の財政支援

現在までの主な経緯・参考事項

平成 18 年度　　(国) 地域生活支援事業実施要綱を制定

【地域生活支援事業補助率推移】

（単位：円、%）

	対象経費実支出額	交付決定額（国庫）	国庫補助率	交付決定額（県）	県補助率	国庫県補助率計	補助金合計額	一般財源
令和3年度	183,828,663	53,861,000	29.30%	26,930,000	14.65%	43.95%	80,791,000	103,037,663
令和4年度	172,066,659	50,581,000	29.40%	25,290,000	14.70%	44.10%	75,871,000	96,195,659
令和5年度	176,298,519	46,213,000	26.21%	23,106,000	13.11%	39.32%	69,319,000	106,979,519
令和6年度	191,104,955	44,289,000	23.18%	22,144,000	11.59%	34.77%	66,433,000	124,671,955
令和7年度	165,941,647	41,656,000	25.10%	20,828,000	12.55%	37.65%	62,484,000	103,457,647

担当部署名	青森市　福祉部障がい者支援課

要望項目	**青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について（継続）**		
要望先	国	国土交通省（鉄道局（総務課、幹線鉄道課、鉄道事業課、施設課）、都市局（市街地整備課、街路交通施設課））	
	県	交通・地域社会部（交通戦略課）、県土整備部（都市計画課、港湾空港課）	
	その他	東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社	
関係法令		事業主体	青森県、青森市、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社

要望事項の内容

本市では、「青森市立地適正化計画」及び「青森市地域公共交通計画」に基づき、『「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり』として、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する鉄道とバス路線（骨格線）を「基幹交通軸」とした公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを推進しております。

このうち、都市機能誘導区域の１つである「操車場跡地周辺地区」においては、スポーツのみならず多様な催事ができる交流拠点として青森市総合体育館を令和６年７月に供用を開始しました。また、令和６年９月 16 日には、県知事と市長との会談において「統合新病院の整備により移転が必要となるサンドームについては、青い森セントラルパーク地区に移転整備することを基本とすること」、「統合新病院の整備に伴う交通対策として、周辺道路の整備による渋滞対策や救急アクセス対策のほか、公共交通の整備に向けて青い森セントラルパーク地区への新駅整備の検討も含め、早急に県と市がそれぞれの役割を果たしながら連携して検討を進めていくこと」などを確認したところであります。

このような中、令和７年度には、青森操車場跡地を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ「青森操車場跡地利用計画」を改訂したところであり、今年度においては、同跡地への新駅整備の検討に向けた基礎資料とするため、県と市が連携して青い森鉄道線新駅設置可能性調査を実施しているところであります。

今後も、本市の都市づくりを推進するためには、青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けて取り組む必要があります。

つきましては、特に重点的に進めるべきと思慮する次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．青森操車場跡地の利活用に向けた連携と青い森鉄道線への新駅設置の早期実現
２．青森駅周辺における東西市街地のアクセス性を高めるための臨港道路西船線（１）の早期実現
３．ＪＲ線・青い森鉄道線における利便性の高いダイヤ編成・輸送サービスの実現及び青い森鉄道の新青森駅（ＪＲ奥羽本線）への乗り入れ
４．ＪＲ奥羽本線（川部・青森間）の複線化及び高速化等利便性向上の早期実現

現在までの主な経緯・参考事項

平成 22 年 12 月	東北新幹線「八戸・新青森間」開業、青い森鉄道線「八戸・青森間」開業
平成 23 年 3 月	青い森鉄道線 野内駅 開業
平成 24 年 2 月	「青森駅を中心としたまちづくり基本計画」の策定
平成 26 年 3 月	青い森鉄道線 筒井駅 開業
平成 28 年 3 月	北海道新幹線「新青森・新函館北斗間」開業
平成 28 年 7 月	「青森駅自由通路整備等に関する基本協定」の締結
平成 30 年 3 月	「青森市立地適正化計画」及び「青森市地域公共交通網形成計画」の策定
平成 30 年 6 月	「青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定」の締結
平成 31 年 3 月	「青森操車場跡地利用計画」の決定
令和 2 年 10 月	青森操車場跡地新駅整備勉強会の設置
令和 3 年 3 月	青森駅自由通路 供用開始（JR 青森駅東口ビル内を除く）
令和 5 年 3 月	青森駅西口駅前広場 供用開始
令和 5 年 12 月	青森操車場跡地周辺整備（東西道路等）全面供用開始
令和 6 年 3 月	JR 青森駅東口ビル内自由通路 供用開始
令和 6 年 3 月	浅虫温泉駅バリアフリー設備 供用開始
令和 6 年 7 月	青森市総合体育館 供用開始
令和 7 年 3 月	「青森市立地適正化計画」の改定及び「青森市地域公共交通計画」の策定
令和 8 年 3 月	「青森操車場跡地利用計画」を改訂

担当部署名	青森市　都市整備部都市政策課

青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について（継続）

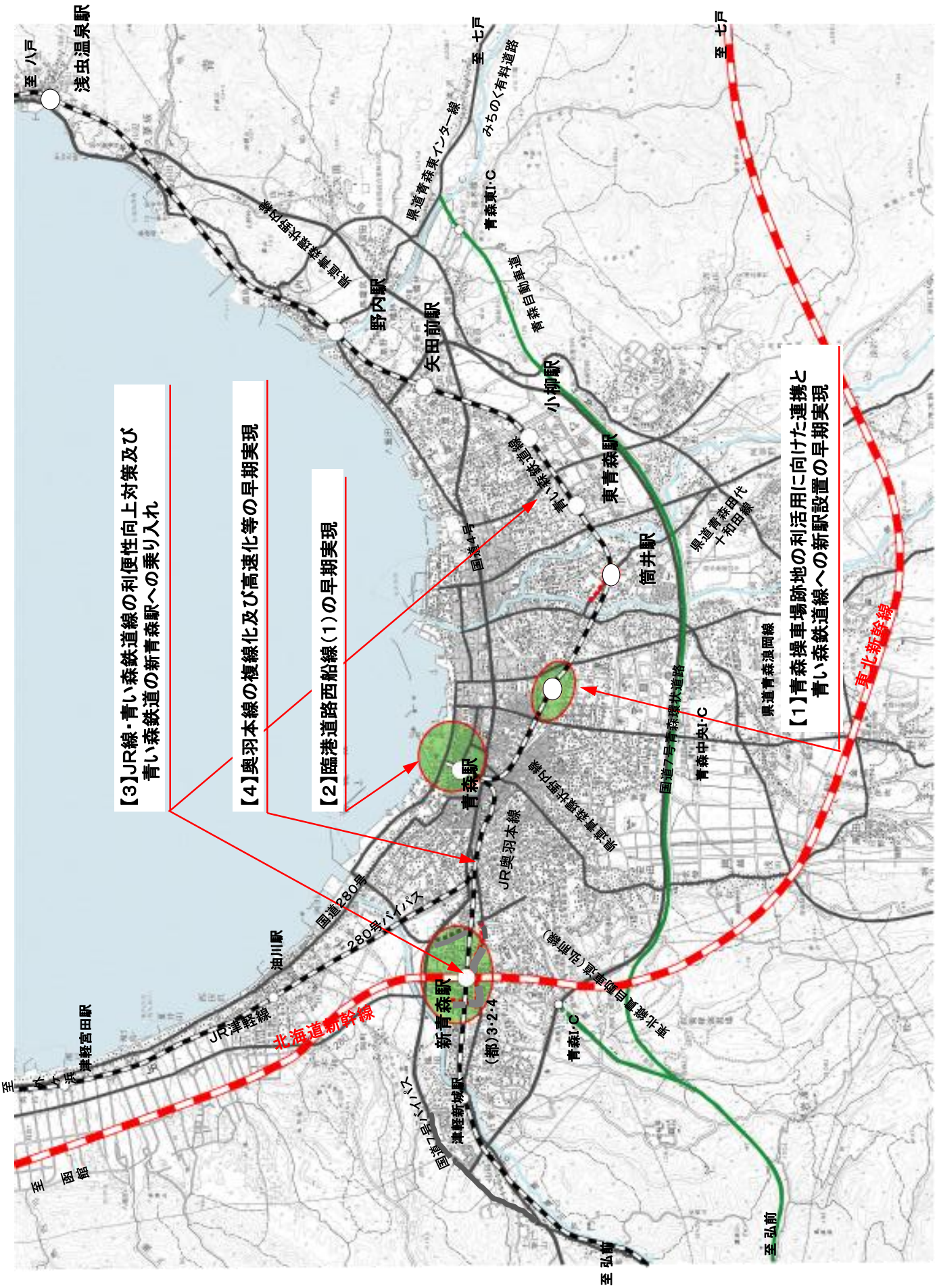

要望項目	河川改修等の整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局（治水課））		
	県	県土整備部（河川砂防課）		
	その他			
関係法令	河川法		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容

本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、市内各河川の整備が着実に進められてきているところであります。

堤川水系の堤川及び駒込川につきましては、河道改修や下湯ダム等の完成により、駒込川合流点から上流の堤川は、概ね 1/100 の治水安全度が確保されておりますが、駒込川は、治水安全度が依然として低い状況にあります。このことから、駒込川の治水安全度を確保するため、令和元年度から着手された駒込ダム本体建設工事の着実な推進が必要であります。

天田内川水系天田内川は、河口から約 1.4km 区間の暫定断面による河道拡幅が完了し、中流部の捷水路約 1.3km も暫定断面により供用開始されております。引き続き、天田内川の治水安全度の確保に向けては、河道掘削や護岸整備工事の着実な推進が必要であります。

貴船川水系貴船川は、都市基盤河川改修事業により本市が事業主体となり整備を行ってきており、河口から約 150m の河道拡幅が完了しているところであります。引き続き、貴船川の治水安全度を早期に向上させるため、今後の改修区間のうち、市道橋、鉄道橋、県道橋が約 100m の区間で連続している橋梁架替区間については、県の大規模特定河川事業及び広域河川改修事業による着実な整備、また、都市基盤河川改修事業により本市が事業主体となり整備を進めている区間についても、河道掘削や護岸整備等の着実な整備推進が必要であります。

つきましては、本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、次の河川の整備促進について特段の御配慮をいただきたい。

１．駒込ダム建設事業の促進
２．天田内川河川改修事業の促進
３．貴船川河川改修事業の促進

現在までの主な経緯・参考事項

全体計画	令和７年度までの事業費	令和８年度事業費
(1)駒込ダム建設事業　S57～R13 約 600 億円	25,364 百万円	1,887 百万円
(2)天田内川河川改修事業　S49～R10 総合流域防災事業　約 78 億円	7,020 百万円	100 百万円
(3)貴船川河川改修事業　H16～R18		
貴船川大規模特定河川事業　約 59 億円	830 百万円	220 百万円
貴船川広域河川改修事業　約 20 億円	－	160 百万円
貴船川都市基盤河川改修事業　約 25 億円	2,027 百万円	33 百万円

担当部署名	青森市　都市整備部公園河川課

駒込ダム建設事業

ダム本体
重力式コンクリートダム
総貯水容量　780万㎥
駒込ダム
東北
阿部野
月見野墓園
久須志神社
沢山
駒込川
深沢
田茂木野
清掃工場
堀子岳
三重滝
小峠
大峠
大滝平
雲谷峠
鉢森山
接木森山
市営柴森山放牧場
柴森山
三階滝
雲中行車遭難者銅像
市営育成牧場
田茂滝沢
前嶽
八甲田山
田茂滝岳

天田内川河川改修事業

計画区間　L=3,368m
西田沢
瀬戸子
飛鳥
羽白
富田
野木和
岡田
大浜
由川
青森港
福田
石江
新城
平岡
三内
沖館
浦町
安田
細越
浅田
荒川
上林
八ッ役
牛館
稲田
岩渡
戸門
山田
自衛隊演習場

貴船川都市基盤河川改修事業

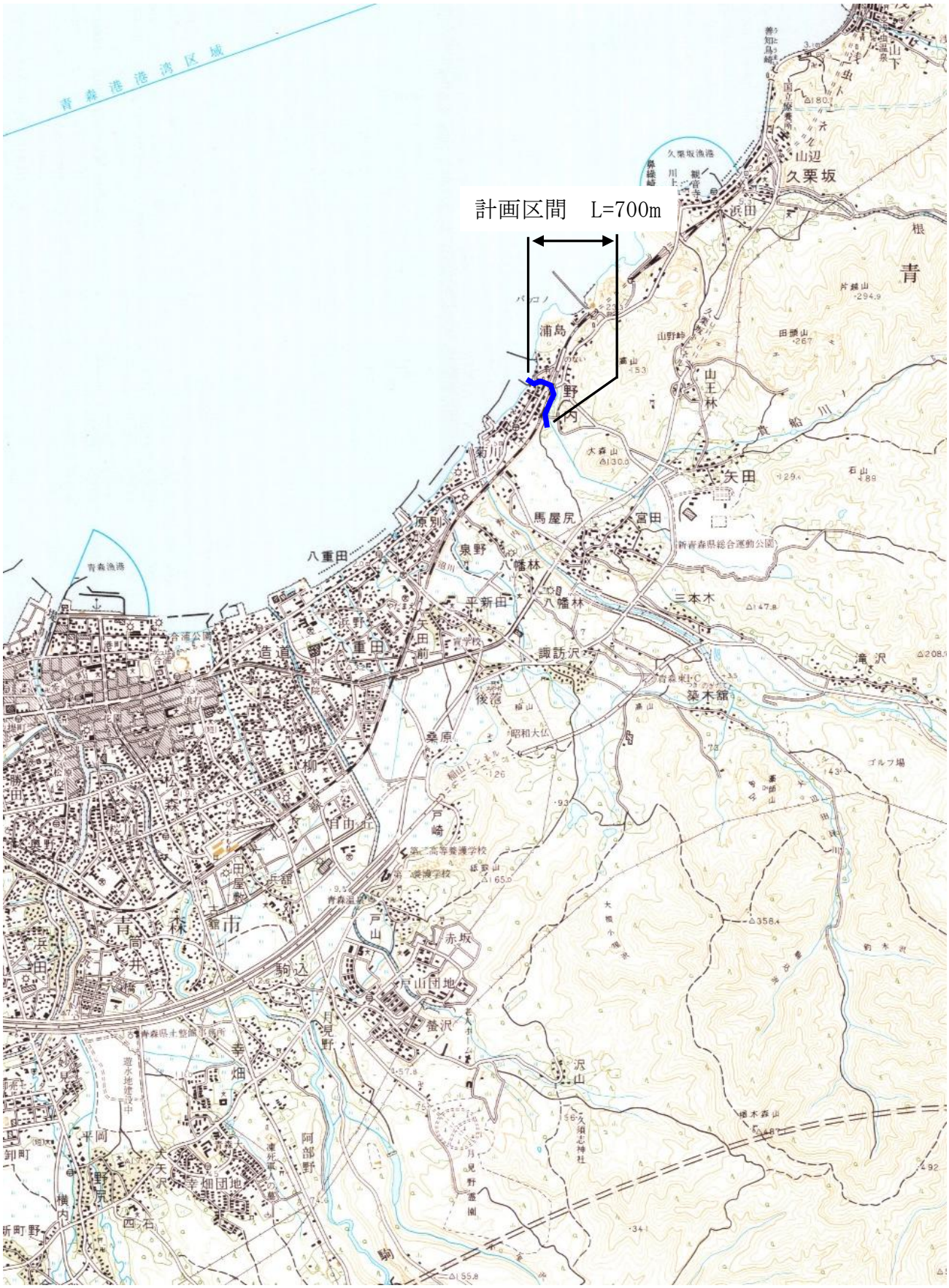

要望項目	雪総合対策の推進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（国土政策局（地域振興課）、不動産・建設経済局（建設業課）、大臣官房（技術調査課）、道路局（企画課、環境安全・防災課））、総務省（自治財政局（財政課））		
	県	財務部（市町村課）、県土整備部（道路課）、交通・地域社会部（地域づくり政策課）		
	その他			
関係法令	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容

本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市域全体が特別豪雪地帯に指定されており、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められております。

令和７年度は、１月 20 日から２月３日までの降雪により積雪深が 120 ㎝以上増加し、１月 29 日には『豪雪災害対策本部』を設置し、災害救助法の適用を受けたところであり、除排雪パトロール体制の強化や本市職員による屋根の雪下ろし等、様々な対策を講じたところであります。また、１月 30 日９時時点の積雪深は、平年比の 2.5 倍となる 167㎝を記録し、１月としての積雪深は戦後最深となったほか、２月１日の 15 時時点では、平年比の３倍となる、シーズン全体として観測史上４位の 183 ㎝を記録するなど、市民生活に多大な影響を及ぼす記録的な豪雪となりました。

この経験を踏まえまして、本市といたしましては、１つに道路交通の確保を最優先とする観点から、これまで以上にこまめな除雪を行う出動基準に見直しすることにより、「迅速性を重視した除排雪方法への見直し」を進めております。

２つに、除排雪方法の見直しと併せて、従来のシーズン契約から作業量に応じた契約方法に切り替え、「運用に見合った契約方法への見直し」を行っております。

３つに、除排雪業務評価制度について、客観性や透明性を高め、迅速な除排雪対応を適切に評価する「分かりやすい除排雪業務評価制度の構築」に取り組んでおります。

４つに、雪処理能力の向上を図るため、事業者が利用できる新たな雪捨て場として現在候補地３か所の調査を進めているほか、小中学校の校庭活用についても検討を進めております。

５つに、除排雪業務の見える化を進めるため、1,000 台規模となる全ての除排雪重機への GPS 導入を行い、作業状況の把握や進捗管理を強化するとともに、市民の皆様への情報発信など、「GPS 等の ICT 技術の導入による進捗管理と情報提供の充実」に取り組んでおります。

つきましては、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯対策基本計画及び青森県基本計画「『青森新時代』への架け橋」に基づく各種雪対策の一層の強化・充実を図っていただくほか、ICT 等の先進的技術を活用した本市の取組への支援など次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保
２．各道路管理者がそれぞれの役割を果たすだけでなく、国、県、市の除排雪体制の連携強化
３．円滑で効率的な排雪作業の実施に向けた国道・県道の早期除排雪による排雪運搬ルートの確保
４．関係機関への働きかけにより、円滑に重機やダンプトラック等の除排雪車両の融通ができる体制構築の推進
５．効率の良い作業の実施に向け、雪処理能力の向上のため、国有地の雪捨て場としての活用の推進
６．ICT や AI 技術等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援
７．除排雪の担い手である除排雪事業者の確保と育成を図る施策の推進
８．国・県・市、住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化
９．少雪時におけるオペレーターの人件費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度の創設
１０．豪雪災害時における情報発信について、住民に災害であると強く認識させ、適切に行動できるような体制づくりの支援
１１．東北道路啓開協議会の枠組みの中で設置予定の（仮称）青森道路啓開ワーキンググループなどを通じ、豪雪時における道路交通機能の確保や円滑な除排雪の実施に向けた国、県との連携強化

現在までの主な経緯・参考事項

平成 27 年　10 月　「第２期青森市冬期バリアフリー計画」策定
平成 29 年　12 月　青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設供用開始
令和　６年　10 月　「青森市雪対策基本計画」策定

※データ：気象庁

区分＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	過去10ヵ年の平均
最深積雪	56	110	97	38	129	149	103	64	150	183	107
累積降雪量	474	659	546	264	488	600	557	460	669	656	537

担当部署名	青森市　都市整備部道路維持課 青森市　都市整備部道路建設課 青森市　浪岡振興部都市整備課

要望項目	青森港の機能充実について（継続）			
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））		
	県	県土整備部（港湾空港課）		
	その他			
関係法令	港湾法、海岸法		事業主体	国、青森県

要望事項の内容

青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、令和 8 年のクルーズ船の寄港数は、過去最多、東北最多となる 44 回を予定しており、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。

このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。

また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりました。

今後、更なる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。

また、令和 7 年 3 月に策定された青森港長期構想において、

・防災・危機管理分野では、逼迫する大規模災害への対応として、Aomori-bayside Arc 構想による防災機能強化や老朽化した港湾施設の計画的な維持管理、堤防高の不足する区間の海岸保全・港湾施設の整備を進める。

・交流・人流分野では、クルーズ船の受入機能強化として、岸壁の延伸による大型クルーズ船対応や、２隻同時寄港に対応したクルーズ拠点の整備、クルーズターミナルにおける陸上電力供給など受入環境の高度化も検討を進めることに加え、ウオーターフロントの面的な賑わい空間の創出として、新たな集客施設の立地促進など面的な賑わい空間を創出する。

・物流・産業分野では、ユニットロードの新規需要への対応として、鉄道貨物駅と物流センターまでの陸上交通のアクセス性を高め、利便性の向上と物流コストの縮減、長期的には臨港道路の機能拡充を図る。

こととしており、各分野において、20～30 年後の青森港の目指す姿・役割が示されております。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進
２．青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進
３．港湾施設の老朽化対策の推進
４．高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進）
５．臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進
６．青森港のコンテナ化の早期実現

現在までの主な経緯・参考事項

【クルーズ振興】
・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。
・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減した。
（R2：0 回　R3：1 回　R4：4 回）
・令和 8 年クルーズ船の寄港は、過去最多、東北最多となる 44 回を予定している。

【港湾施設の老朽化対策の経緯】
・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。
・堤埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。

【海岸保全施設の経緯】
・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。

【臨港道路 3 号線の経緯】
・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。
・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。

担当部署名	青森市　都市整備部公園河川課 青森市　経済部交流推進課

青森港の機能充実について

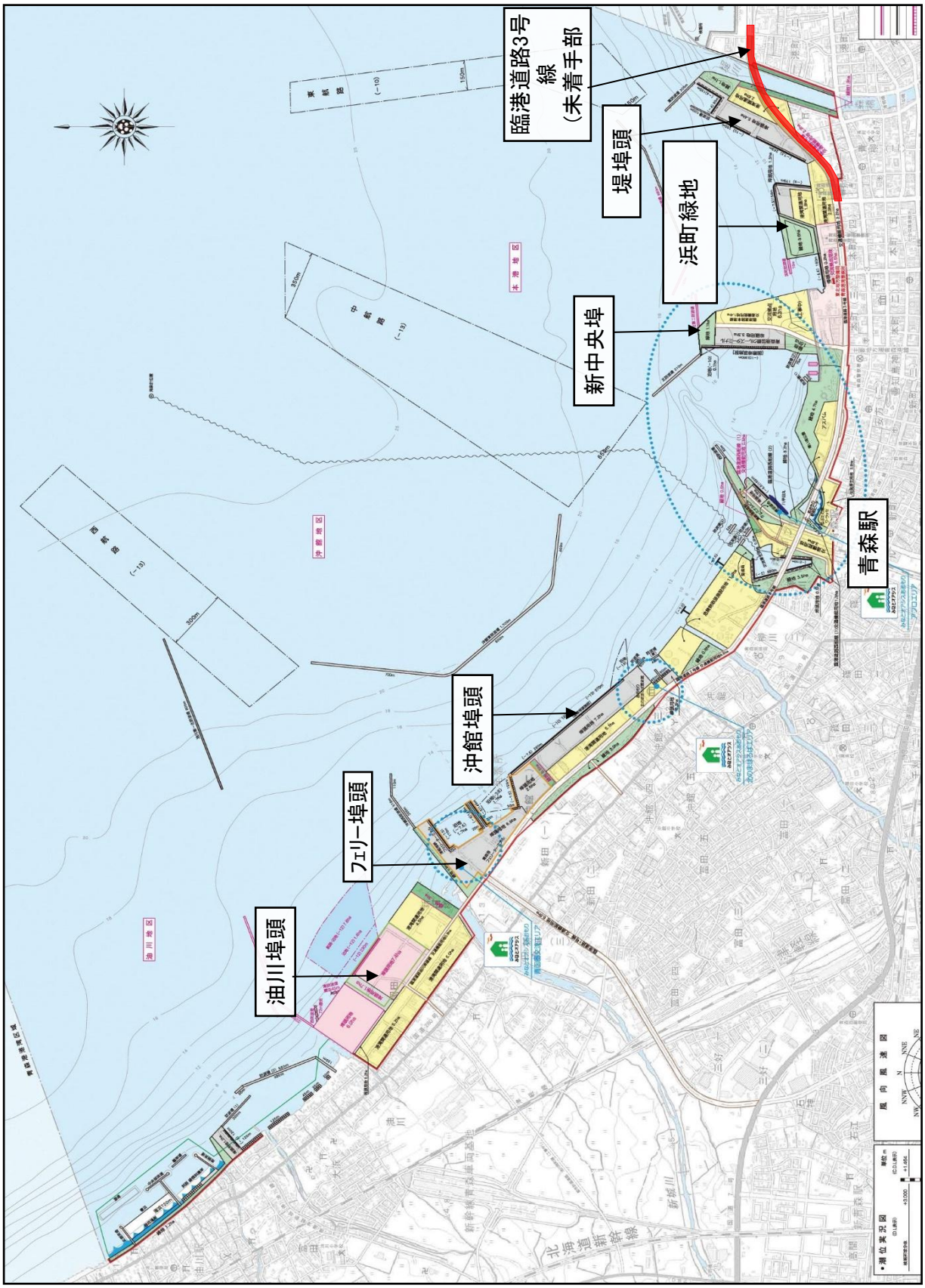

要望項目	一般国道７号等の整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（道路局（総務課、企画課、国道・技術課））		
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	国

要望事項の内容

一般国道７号青森環状道路は、本市の市街地を東西に横断する同７号及び４号の交通混雑緩和や交通安全の確保および青森都市圏の産業振興による地域活性化を支援することを目的とし、青森西バイパスから青森東バイパスまでを結ぶ外環状線として整備が進められ、総延長 16.6 ㎞のうち、約 11.4㎞が４車線で供用されております。

しかしながら、青森西バイパスと青森 IC 及び市街地を結ぶ区間がいまだ２車線のままのためボトルネックとなっており、特に冬期間は交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、早期に全線４車線化する必要があります。

一般国道７号浪岡バイパスは、浪岡地区の国道７号の交通混雑の解消、主要幹線道路としての信頼性向上、地域間交流の促進を図ること等を目的として整備が進められ、平成 21 年に総延長 12.6㎞のうち、約 10.5㎞が暫定２車線として供用されておりますが、平成 22 年度に事業が休止されたことから、早期の事業再開を要望してまいりました。

当該区間は冬期のスタック発生による通行止め等が多発したことから、国土交通省、県及び関係市町村により設置された「鶴ケ坂地区冬期課題対策検討会」で課題・対策方針が検討され、令和５年３月に開催された「国道７号鶴ケ坂地区防災技術検討会」での検討の結果、令和５年４月に『国道７号鶴ケ坂防災事業』として事業化され、令和７年度は調査設計、用地買収が実施されました。当該区間において交通障害が発生すると、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、今後は早期完成に向けた整備が必要です。

東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）は、県都である本市と南部地域の主要都市である八戸市を結ぶ本県の重要な路線であり、令和４年 11 月に天間林道路が供用開始され、上北自動車道が全線開通しました。

残る七戸～青森間につきましては、国と県が設立した「青森・南部地域道路ネットワーク検討会」において整備方針等の検討が行われておりますが、当該路線は、本県の経済活性化と地域の発展のみならず災害時における広域的な避難や支援物資の輸送など、命の道としても重要な役割を果たすことから早期の整備が必要であります。

つきましては、各路線の状況を鑑み、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．一般国道７号青森環状道路の４車線化の整備促進
２．一般国道７号浪岡バイパスの４車線化の整備促進
３．東北縦貫自動車道八戸線の七戸～青森間の機能強化

現在までの主な経緯・参考事項

一般国道７号青森環状道路（延長 16.6㎞）
平成 14 年 11 月　全線暫定供用
令和４年３月　安田地区付加車線整備・交差点改良事業による 0.9㎞の付加車線整備に伴い 11.4㎞が４車線化
一般国道７号浪岡バイパス（延長 12.6㎞）
昭和 62 年 10 月　浪岡五所川原道路入口付近～一般国道 101 号(1.6㎞)暫定２車線供用
平成６年３月　浪岡跨線橋付近～主要地方道青森浪岡線入口付近(2.1㎞) 暫定２車線供用
平成 16 年 11 月　主要地方道青森浪岡線入口付近～浪岡五所川原道路入口(2.7㎞)・一般国道 101 号交差点付近～大釈迦峠(2.0㎞) 暫定２車線供用
平成 21 年 11 月　青森市浪岡大字下十川字扇田～浪岡大字女鹿沢字西花岡（延長約 2.1㎞）暫定２車線供用
令和５年３月　国道７号鶴ケ坂地区防災技術検討会
令和５年４月　国道７号鶴ケ坂防災事業決定
令和５年４月～　事業中
東北縦貫自動車道八戸線（七戸～青森間）
平成 25 年３月　上北自動車道上北道路（7.7㎞）供用開始
平成 30 年２月　第１回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）
平成 30 年５月　第２回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）
平成 31 年３月　上北自動車道上北天間林道路（7.8㎞）供用開始
令和２年１月　第３回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）
令和４年 11 月　天間林道路供用開始（8.3ｋｍ）
令和５年 12 月　みちのく有料道路ＥＴＣ運用開始
令和７年 11 月　一般県道後平馬屋尻線【滝沢工区】追越車線（1.4㎞）開通

担当部署名	青森市　都市整備部道路建設課 青森市　浪岡振興部都市整備課

一般国道7号青森環状道路（位置図）

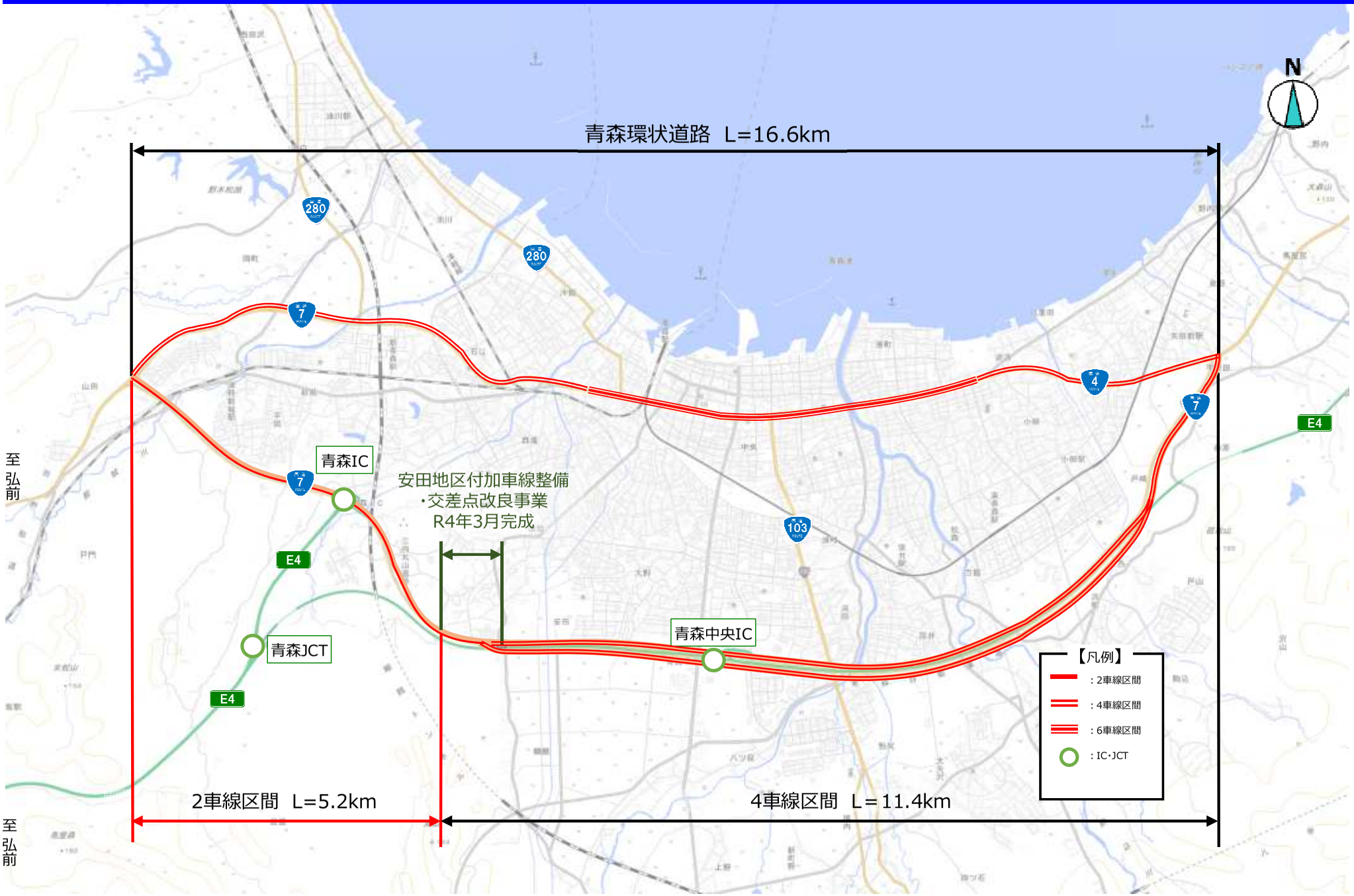

一般国道7号等の整備促進について（青森環状道路）

資　料　２－１

重点審議事業

道路事業　事後評価

一般国道7号　浪岡（なみおか）バイパス

平成31年3月1日
国土交通省　東北地方整備局

1. 事業の目的と概要（1）

事業完了後5年経過

○事業目的

・一般国道７号は、新潟県新潟市と青森県青森市を結び、広域交流の支援並びに沿線市町村の連携強化を図る幹線道路である。

・浪岡バイパスは、青森市浪岡地区における国道７号の交通混雑の解消等を図り、主要幹線道路としての信頼性向上や新幹線駅へのアクセス性向上、地域間交流の促進を図ることを目的とした事業である。

浪岡バイパス計画概要

起終点	：自）青森県青森市浪岡大字下十川（なみおか しもとがわ）
	至）青森県青森市大字鶴ヶ坂（つるがさか）
延長	：１２．６ｋｍ
幅員	：１４．５ｍ（暫定２車線）
道路規格	：第３種第１級
設計速度	：８０ｋｍ/ｈ
都市計画決定	：昭和５６年度
事業化	：昭和４９年度
用地着手	：昭和５７年度
工事着手	：昭和６０年度
全線開通年度	：バイパス区間
	平成２１年度（平成２１年１１月）
事業休止	：平成２１年度（平成２２年３月）
事業区間短縮	：平成２２年度（平成２２年１１月）
事業完了	：沢田・鶴ヶ坂交差点改良
	平成２５年度（平成２６年３月）

位置図

平面図

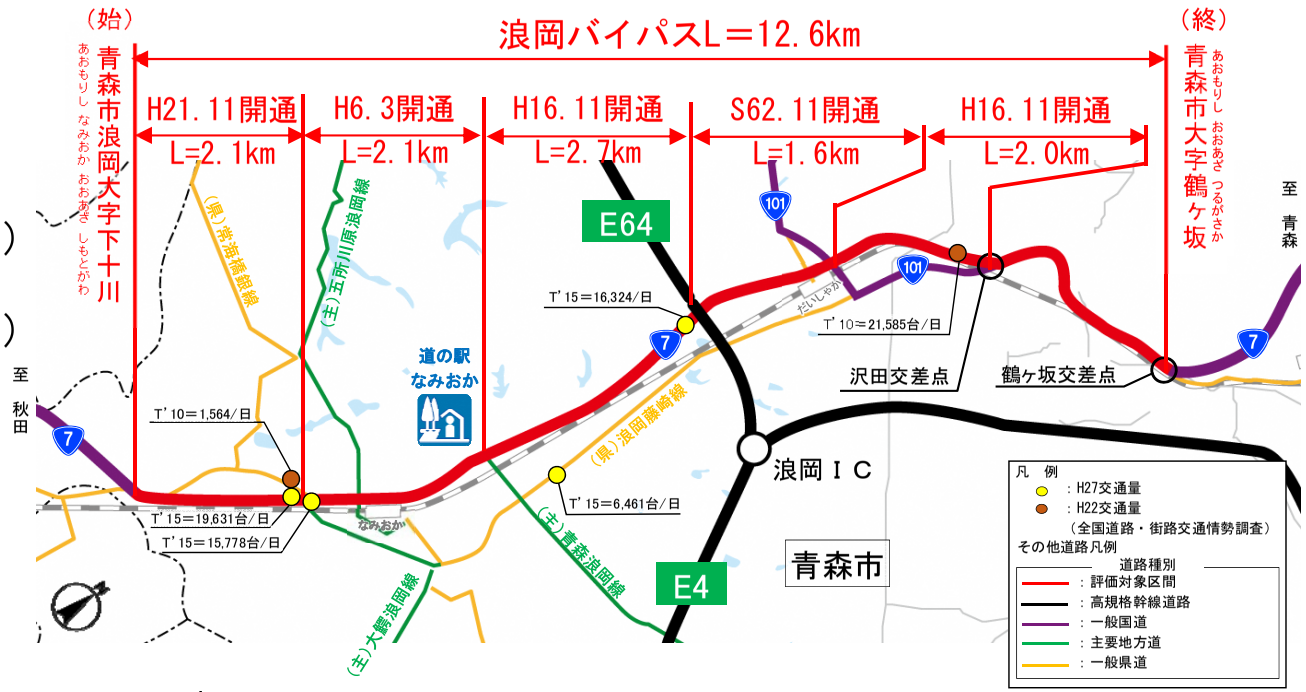

標準横断図（幅員）

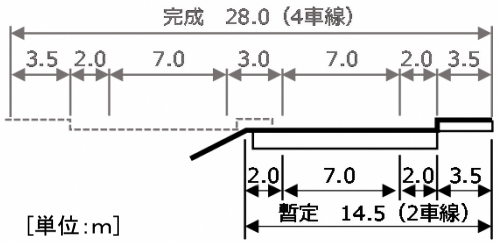

対策の概要

■位置図

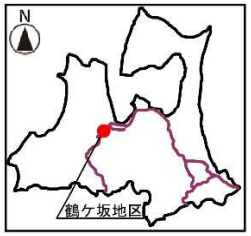

■対策の概要

＜区　　間＞　青森県青森市浪岡大字大釈迦字沢田
～同市大字鶴ケ坂字山本　地内

＜延　　長＞　3.7km

＜構造規格等＞　第3種1級

■対策イメージ

○整備前（2車線）

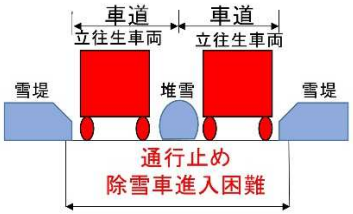

○整備後（4車線）

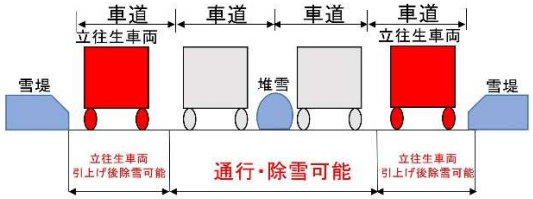

■標準断面図

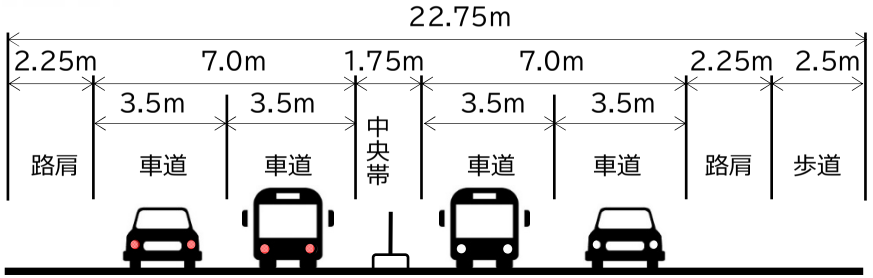

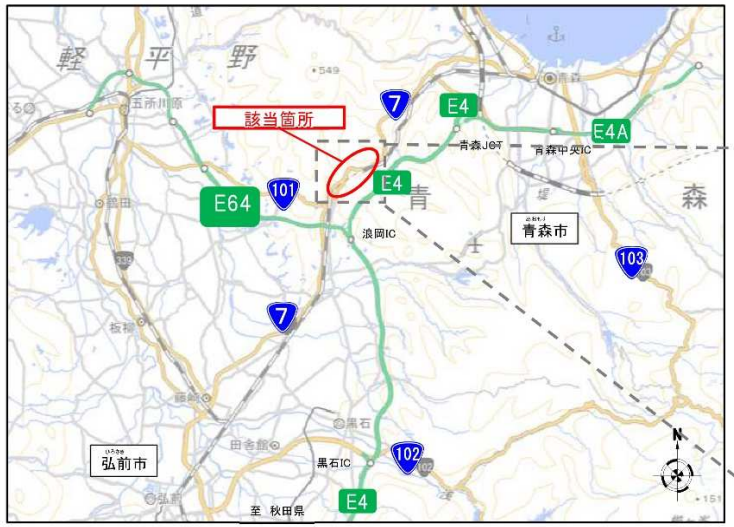

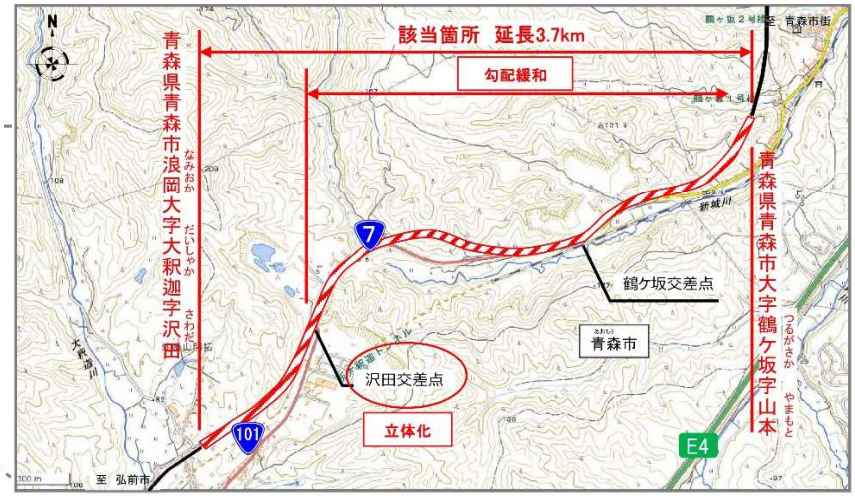

一般国道7号等の整備促進について（鶴ケ坂防災）

青森県内主要幹線道路網

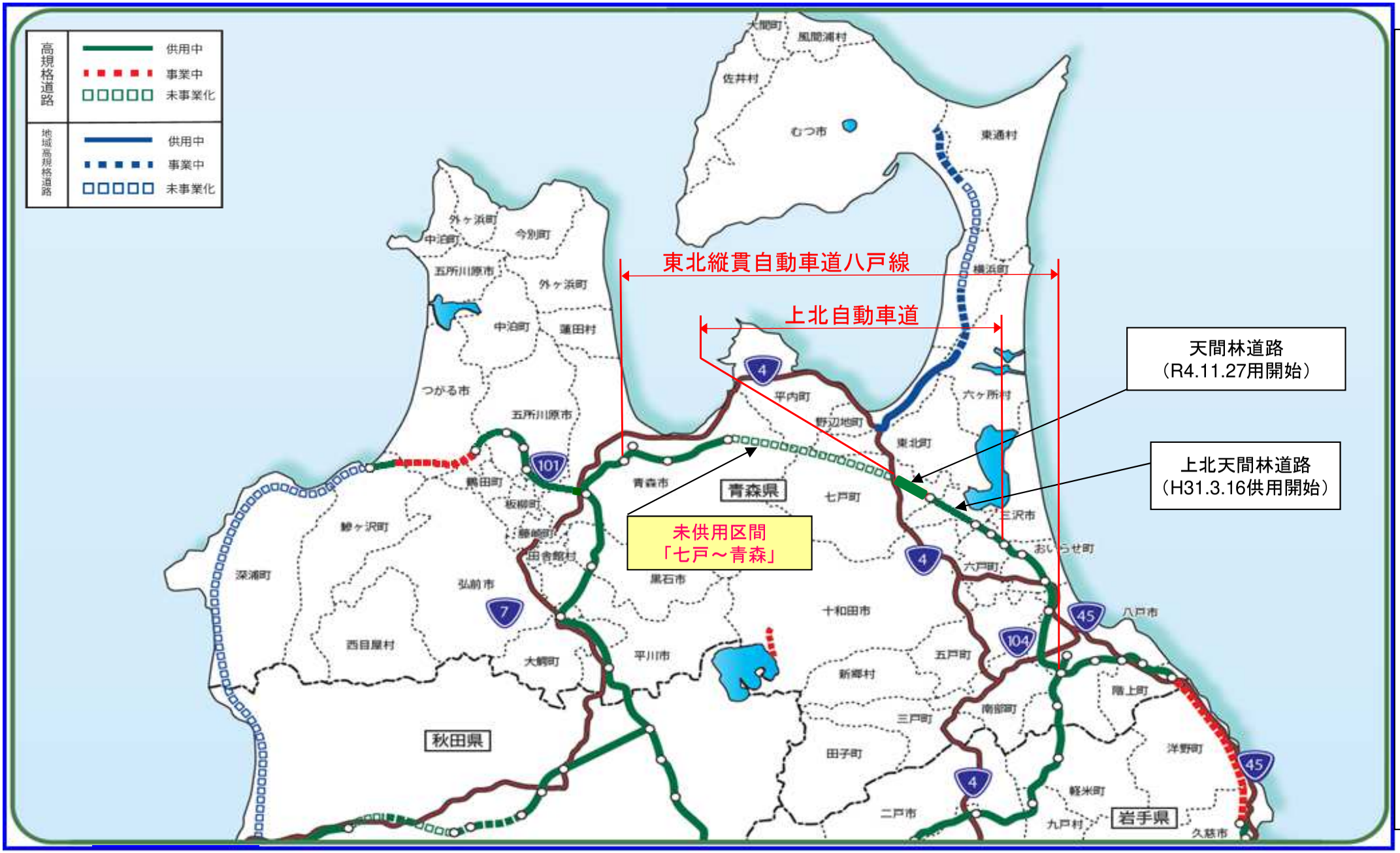

一般国道7号等の整備促進について（東北縦貫自動車道八戸線・未供用区間「七戸～青森」）

要望項目	津軽横断道路の整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（国土政策局（地方政策課）），東北地方整備局（企画部（広域計画課））		
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法		事業主体	青森県

要望事項の内容

本市は、青森空港、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）IC、青森港及び東北新幹線新青森駅の 4 つの広域交通の拠点となっておりますが、産業、経済の発展と文化、観光の振興などを図るためには、各拠点の更なる機能強化が必要であるほか、緊急・災害時における輸送機能確保のためにも、津軽地域とこれら拠点施設を結ぶ交通のアクセスがますます重要となっております。

津軽横断道路は、岩木山麓周辺地域と本市浪岡地区を結び、さらには、青森空港など交通拠点に結節する広域幹線道路として位置付けられ、平成 9 年には路線を構成する主要地方道五所川原岩木線の調査測量に着手し、平成 15 年 11 月には津軽りんご大橋が、平成 25 年 7 月には一般県道小友板柳停車場線小友工区が、平成 27 年 12 月には主要地方道五所川原岩木線掛落林工区及び一般県道常海橋銀線上常海橋・福舘工区が供用開始されております。

現在、本市浪岡地区に位置する一般県道常海橋銀線福舘・女鹿沢工区及び板柳町に位置する主要地方道五所川原岩木線高増工区において鋭意整備が進められております。

当該道路が全線開通すれば岩木山麓周辺地域から青森空港までの移動時間が短縮され、地域の産業振興や地域間交流・連携の緊密化、観光地へのアクセス向上などに大きく貢献するものであります。

つきましては、県土全体の社会経済活動の活性化と地域の発展のため、さらには、緊急・災害時における命の道としての人流・物流などの輸送機能確保等の観点からも、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

１．広域交通ネットワーク形成の根幹となる津軽横断道路の整備促進による早期完成

現在までの主な経緯・参考事項

昭和 61 年度	津軽横断道路建設促進期成同盟会の発足（会長：板柳町長）
平成 9 年度	主要地方道五所川原岩木線事業着手(石野・掛落林工区)
平成 11 年度	一般県道小友板柳停車場線事業着手(小友工区)
	一般県道常海橋銀線事業着手（上常海橋・福舘工区、福舘・女鹿沢工区）
平成 12 年度	主要地方道五所川原岩木線事業着手(五機形工区)
平成 15 年度	一般県道小友板柳停車場線供用開始（津軽りんご大橋）
平成 17 年度	主要地方道五所川原岩木線(石野・五機形工区)一部供用開始
平成 25 年度	一般県道小友板柳停車場線供用開始(小友工区)
平成 27 年度	主要地方道五所川原岩木線供用開始（掛落林工区）
	一般県道常海橋銀線供用開始（上常海橋・福舘工区）

担当部署名	青森市　浪岡振興部都市整備課 青森市　都市整備部道路建設課

津軽横断道路の整備促進について（位置図）

津軽横断道路箇所図

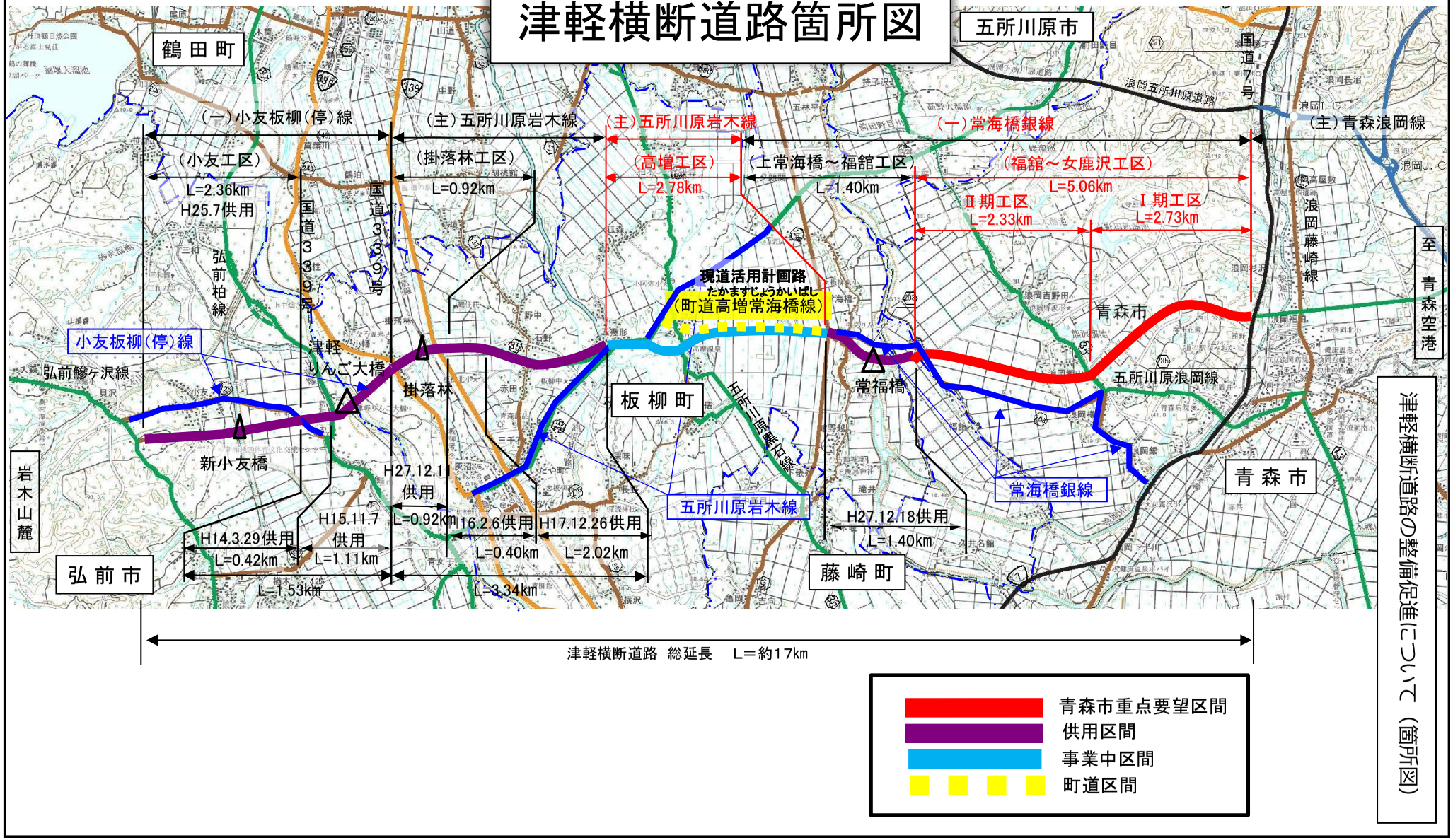

津軽横断道路の整備促進について（箇所図）

要望項目	**広域的な地域公共交通（地域間路線バス）の確保・維持に向けた支援について（継続）**			
要望先	国	国土交通省（物流・自動車局（旅客課））		
	県	交通・地域社会部（交通戦略課）		
	その他			
関係法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容

本市では、令和 2 年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、これまでのまちづくりと地域公共交通の連携に加え、地域の輸送資源を総動員することにより持続可能な公共交通を維持確保すること等を目的に、令和 7 年 3 月に「青森市地域公共交通計画」を策定し、「持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築」、「利便性の高い公共交通サービスの提供」及び「多様な主体との連携・協働による公共交通の維持・確保」を公共交通の基本方向として、各種施策に取り組んでおります。

このような中、地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤でありますが、慢性的な運転手不足や燃料費を含む物価高騰等の影響を受けて厳しい環境にあります。

特に、市町村間を跨いで運行する広域路線バス（地域間幹線系統）は、事業者による運行経費から運賃収入を除いた額に対し、国、県及び沿線市町村が運行事業者に補助し、運行しているところでありますが、近年の物価高騰の影響に伴う運行経費の増大により、沿線市町村の負担額の増加が著しい状況となっております。

以上を踏まえ、将来にわたる広域路線バスの確保・維持を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．広域路線バス（地域間幹線系統）の確保・維持に向けた沿線自治体間の調整等に係る支援
2．広域路線バス（地域間幹線系統）に係る国庫補助要件の緩和に関する国への働きかけ及び国と連携した財政支援の拡充等

現在までの主な経緯・参考事項

【本市に関する広域路線バス（地域間幹線系統）の変遷】

- 令和元年 9 月末で、黒石浪岡線が国庫補助対象外。減便した上で沿線自治体（黒石市、青森市）による単独補助路線
- 令和 2 年 9 月末で、高野線が国庫補助対象外。県主導の路線再編によって上記黒石浪岡線と統合し、「黒石浪岡高野線」として、沿線自治体（黒石市、青森市、五所川原市）による単独補助路線
- 令和 3 年 4 月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における利用状況減少による減便
- 令和 5 年 12 月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における五所川原管内の路線再編
- 令和 6 年 4 月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における運転手不足による減便
- 令和 8 年 4 月から、青森黒石線（国庫補助路線）における利用状況減少による減便

担当部署名	青森市　都市整備部都市政策課

令和8年度地域間幹線系統図（青森市補助対象路線）

広域的な地域公共交通（地域間路線バス）の確保・維持に向けた支援について

要望項目	**都市計画道路の整備促進について（継続）**			
要望先	国	国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課））		
	県	県土整備部（都市計画課、道路課）		
	その他			
関係法令	都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容

本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。

しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。

つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。

あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。

１．　3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）
２．　3・4・2号 西滝新城線（新城）
３．　3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）
４．　3・4・1号 浦島造道線（原別）

現在までの主な経緯・参考事項

○事業着手済路線

路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費
3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R10	L＝490m　W＝15～18m	2,683 百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城 1）	県	R2～R11	L＝570m　W＝18m	2,900 百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城 2）	県	R5～R11	L＝630m　W＝18m	2,070 百万円

○事業未着手路線
3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）
3・4・1号 浦島造道線（原別）

担当部署名	青森市　都市整備部道路建設課

重点事業要望箇所　位置図

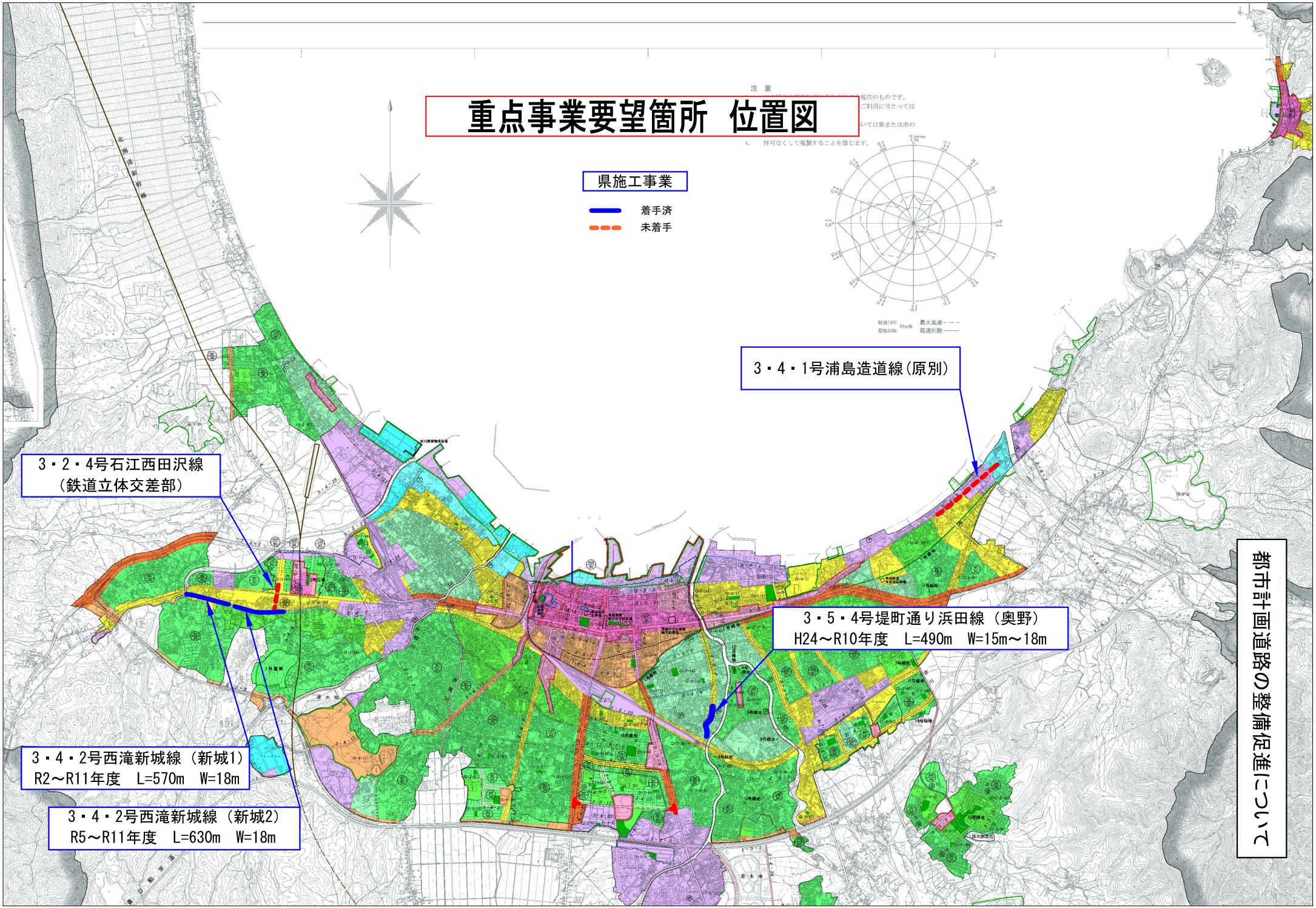

都市計画道路の整備促進について

要望項目	ツキノワグマの被害防止対策の推進について（継続）		
要望先	国	環境省（自然環境局）、総務省（自治財政局（財政課））	
	県	環境エネルギー部（自然保護課）	
	その他		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 地方交付税法	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容

近年、クマの生息域の変化や餌不足等の影響により、全国的にクマが市街地や農地など人の日常生活圏へ侵入し、住民の生活や安全に重大な影響を及ぼす事例が増加しています。特に令和 7 年度は、クマの出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となり、被害防止に向けた対策が喫緊の課題となっています。

国においては、令和 7 年 11 月に『クマ被害対策パッケージ』を策定し、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとされ、同年 12 月にクマ対策関連経費を補正予算措置したほか、令和8年3月に『クマ被害対策ロードマップ』を策定し、目指す将来像を「クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命を守る」とし、令和 12 年度までの目標や施策を具体に示すとともに、令和 8 年度以降、適正な個体数管理のため、統一的な手法による個体数調査が予定されています。

青森県においては、令和8年2月に策定した「ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージ」に基づき、令和8年4月に環境エネルギー部及び農林水産部へ「鳥獣被害対策支援センター」を開設し、同年5月にガバメントハンターを3名配置するなど、市町村や関係団体と円滑に対応できる体制を整え、取組を進めています。

このような中、青森市では、令和 8 年度に環境部内へ「危険鳥獣対策室」を設置するとともに、国や県の交付金等を活用し、ガバメントハンターの配置（1 名）や緊急銃猟に要する資機材購入等を行っているほか、「青森市ツキノワグマ等の市街地等出没時対応マニュアル」を策定・運用するなど、クマ出没時の体制整備を進め、本年5月には、市中心市街地の複合商業施設において、ツキノワグマ1頭を緊急銃猟により駆除したところです。

今後においても、クマ出没情報の運用に向けた連携やクマの市街地侵入抑制対策の強化のほか、市街地における安全性の高い捕獲体制の整備が必要と考えています。

つきましては、ツキノワグマの被害防止対策に向けて、次の事項について特段のご配慮をいただきたい。

1．国及び県が連携したツキノワグマの適正な個体数管理
2．ツキノワグマの被害防止対策の推進に向けた財政的支援及び専門家等の人的支援の充実と弾力的な運用
3．青森県における麻酔銃等を用いたツキノワグマ捕獲体制整備及び市町村への派遣支援の構築

現在までの主な経緯・参考事項

○ツキノワグマの出没・人身被害件数、捕獲頭数

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出没件数 (件)	56	120	324
人身被害 (件)	1	2 (死亡 1)	1
捕獲頭数 (頭)	5	1	26

○ツキノワグマによる人身被害事案

発生年月日	内容
令和5年10月12日	合子沢地区でキノコ採りのために入山した男性1名がクマに襲われ、左耳と左手を負傷
令和6年6月21日	八甲田地区(荒川地区)でタケノコ採りのために入山した女性1名がクマに襲われ、右足の太ももを負傷
令和6年6月25日	八甲田地区(荒川地区)でタケノコ採りのために入山した女性1名がクマに襲われ、死亡
令和7年10月7日	駒込地区で栗拾い中の男性1名がクマに襲われ、額と左腕を負傷

担当部署名	青森市　環境部環境保全課危険鳥獣対策室 青森市　浪岡振興部市民課

要望項目	地方創生に取り組むための財源措置について（継続）			
要望先	国	内閣府、総務省、こども家庭庁		
	県	交通・地域社会部（地域づくり政策課）、こども家庭部（こどもみらい課）		
	その他			
関係法令			事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容

食料品やエネルギー価格をはじめとする物価高騰が継続する中、本年 2 月以降の中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の更なる上昇に加え、原材料や資材の調達環境の悪化が懸念され、依然として先行きが不透明な状況となっております。

国においては、「強い経済を実現する総合経済対策」の3本の柱の一つに、「生活の安全保障・物価高への対応」を掲げ、物価高から暮らしと職場を守るための取組を進めています。

本市では、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、食料品等の物価高騰で苦しんでいる市民を支える観点から、一人でも多くの方を対象とした生活者支援に取り組むとともに、物価高騰の中にあっても地域を支えている事業者・団体等に対しても支援を行ってきたところです。

今後も地域の実情に応じた施策を機動的かつ継続的に実施し、国の物価高対策の実効性を高めるためには、地方自治体に対する十分な財政支援を講じることが不可欠です。

また、本市では、「子育て先進都市　青森市」の実現を目指し、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用しながら、これまで、小・中学校給食費、高校生までの子ども医療費（所得制限なし）及び 2 歳児クラスの保育料等の全額公費負担のほか、小・中学校の修学旅行費の一部公費負担を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいりました。

さらに、令和 8 年度からは、国による公立小学校の学校給食費負担軽減制度（いわゆる給食無償化）の開始に伴う県交付金の拡充分を活用し、0 歳児及び 1 歳児クラスの保育料について、所得に応じた全額又は半額の公費負担を新たに実施しております。

一方で、国において公立小学校を対象とした学校給食費負担軽減制度が開始されたものの、子育て世帯の経済的負担は依然として大きく、今後、国において学校給食費負担軽減の対象拡大等が図られた場合においても、こども・子育て「青森モデル」の実現に向け、子育て世帯のさらなる負担軽減が必要となるものと考えております。

以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1．原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の令和 8 年度における追加の財政措置及び令和 9 年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ

2．県は、こども・子育て「青森モデル」の実現に向け、子育て世帯の負担軽減のため、令和 9 年度以降においても県内市町村への支援が縮小されることのないよう、これまでと同規模以上の給食食材価格の高騰を踏まえた財政支援を継続すること

現在までの主な経緯・参考事項

令和 5 年 11 月 29 日　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱施行（国）
令和 7 年　6 月 17 日　令和 7 年度青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金交付要綱施行（県）

担当部署名	青森市　企画部企画調整課 青森市　こども未来部こども・若者政策課

要望項目	**公共施設等の整備に係る地方債の期間延長について（継続）**			
要望先	国	内閣府、総務省		
	県	交通・地域社会部（地域づくり政策課）		
	その他			
関係法令			事業主体	国、青森市

要望事項の内容
本市は、これまで、昭和40年代から昭和60年代前半にかけて、公共施設等を集中的に整備してきたことから、今後、多くの公共建築物が老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。 また、整備当時と比較すると人口は減少しており、今後の人口推計においても大幅な減少が見込まれることから、単純な更新ではなく、公共施設等の集約化、複合化を積極的に進めていく必要があります。 しかしながら、公共施設等における集約化・複合化事業や除却事業を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」は、令和8年度をもって終了となっております。 本市においては、多額の財政需要が見込まれる中、維持管理・更新等に係る財政負担を軽減・平準化を図りながら計画的に公共施設等の集約化、複合化等を進めていくためには、安定した財源の確保が不可欠であります。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 **1.「公共施設等適正管理推進事業債」の令和9年度以降における継続に対する国への働きかけ**

現在までの主な経緯・参考事項

担当部署名	青森市　企画部財政課

要望項目	**陸奥湾ホタテガイ養殖業について（継続）**			
要望先	国			
	県	農林水産部（水産局水産振興課、食ブランド・流通推進課）、観光交流推進部（県産品販売・輸出促進課）		
	その他			
関係法令	陸奥湾ホタテガイ総合戦略ほか		事業主体	平内町

要望事項の内容

陸奥湾のホタテガイ養殖業は、令和 5 年では青森県における漁業・養殖業の生産に占める割合が生産量で 48%、生産額で 35%と青森県漁業の根幹をなす重要な産業であり、そのなかでも、当町はホタテガイ養殖業の生産量、生産額は青森県の約半分を占める「ホタテの町」です。

さて、陸奥湾のホタテガイ養殖業は、令和 5 年からの記録的猛暑による高水温の被害、令和６年は餌不足も重なり、ホタテガイの大量へい死による生産量が大幅に減産しており、生産者をはじめ水産加工会社を含めた青森県のホタテ産業は危機的状況で生産量の回復が急務であることから、当町から次の 2 点について継続要望する。

１．安定生産のための親貝づくり

陸奥湾では親貝不足が課題となっている。近年は養殖期間が短い「半成貝」を主体とする生産者が多く、親貝となる成貝の生産は少ない傾向にある。半成貝に比べて養殖期間が長くなり手間がかかることに加え、高水温などによるへい死リスクが高まるほか、入札単価金額が半成貝と比べて差が大きくないことから、生産者側としては半成貝で出荷した方が安定した収入となることが、主な要因と思われる。

このことから、安定生産のための親貝づくりとして次のとおり検討していただきたい。

①「陸奥湾ホタテガイ総合戦略」の 3 本柱の「生産高度化」の推進

②生産者の親貝づくりの意識高揚のための施策の検討(ブランド化による販売促進など)

２．ホタテガイ養殖業の協業化・協働化の推進

令和 8 年は、大量へい死による生産量が大幅に減産となる見通しの中、昨年同様な被害が生じると今後、廃業を考える生産者がでるものと予想される。養殖業を継続したいが難しいという生産者のため、漁船、資材等の活用も含め、複数の経営体による協働化にむけた取組みの推進を継続要望したい。

現在までの主な経緯・参考事項

【令和５年度】

・平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金　23,000 千円　(むつ湾漁業振興会)

・平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金　5,000 千円　(平内町漁業協同組合)

【令和６年度】

・平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金　10,000 千円　(平内町漁業協同組合)

【令和７年度】

・平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金　10,000 千円　(平内町漁業協同組合)

担当部署名	平内町　水産商工観光課

要望項目	国民健康保険事業費納付金の抑制および市町村財政支援について			
要望先	国			
	県	健康医療福祉部（高齢福祉保険課）		
	その他			
関係法令			事業主体	青森県、平内町

要望事項の内容

国民健康保険（国保）は持続可能な地域医療を支える重要な基盤ですが、加入者の高齢化や医療費の高騰に伴い、市町村および被保険者の負担は限界に達しております。また、当町においては、これまで好調であったホタテガイ養殖業が近年の異常気象により大打撃を受け、国保税の税収は、令和 6 年度は対前年度比約 4.6%（約 2,500 万円）の減、令和 7 年度では対前年度比約 20.3%（約 1 億 500 万円）の減となっております。

当町といたしましては、これまでも県 2 号繰入金（その他特別の事情分）の要望、県の財政安定化基金（本体分）の借入れ、増税も含めて様々検討してまいりました。この厳しい状況化において被保険者への負担を鑑みると、増税については現時点では慎重にならざるを得ません。

県におかれましては、国保財政の安定化と住民負担の緩和に向け、市町村から納付された国保事業費納付金等の剰余金を原資とする「財政安定化基金（財政調整事業分）」を最大限かつ機動的に活用し、以下の措置を講じられるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

1. **保険料水準統一に向けた期間中の財政安定化基金による県全体納付金の抑制**

2. **異常気象に伴う一次産業の落ち込みに対する市町村国保財政への支援**

現在までの主な経緯・参考事項

年度	調定額（滞繰含）	収入額	納付金額	基金残高	被保険者数
令和 5 年度	5 億 9,364 万円	5 億 4,326 万円	5 億 9,970 万円	3 億 4,940 万円	3,100 人
令和 6 年度	5 億 7,805 万円	5 億 1,832 万円	6 億 9,653 万円	3 億　406 万円	2,890 人
令和 7 年度	4 億 8,183 万円	4 億 1,312 万円	6 億 6,817 万円	1 億 7,200 万円	2,771 人

県基金（財政調整事業分）残高額：令和 5 年度末約 46 億、令和 6 年度末約 71 億円、令和 7 年度末約 120 億円
県基金（財政調整事業分）活用額：令和 8 年度 28.2 億円（青森県国民健康保険運営協議会資料より）

担当部署名	平内町　健康増進課、税務課

要望項目	**県道 14 号線　主要地方道今別蟹田線（平坦化整備）整備早期完成について（継続）**			
要望先	国			
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	青森県

要望事項の内容

主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）は、青森市や西北五地域への生活道路として物資や人的交流など地域住民の生活を支える重要な生活路線です。平成 28 年 3 月には北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業したことにより、津軽半島への観光ルートや二次交通での利用なども増加しております。また、津軽線の蟹田～三厩間の廃止も決定となり自動車交通に転換するため、峠の平坦化整備は自動車交通の安全と定時制を確保する上でとても重要なものとなります。

しかし、現状は急勾配でカーブが続く難所区間となっており、特に冬期間は散水消雪施設による路面凍結の解消が不十分な状況であり、豪雪低温時には路面凍結や残雪による車両事故が多発していることから、安全で快適な運転ができない状況にさらされています。

さらに、災害等が発生した場合は緊急輸送道路となる重要道路であり、避難駅指定の奥津軽いまべつ駅などでの多様な対応が求められる状況にあります。

今年度より、現道活用区間の詳細設計が始まり、事業が進み始めました。津軽半島の道路網の安全性の向上、また地域住民の安全確保の観点からも、早期の完成を強く要望いたします。

１．主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）の平坦化計画を踏まえた新設ルートでの早期完成

現在までの主な経緯・参考事項

○要望活動

平成　5 年 5 月　　建設省により県道今別蟹田線が主要地方道今別蟹田線に指定
平成 26 年 12 月　　青森県知事要望実施
令和　2 年 1 月　　青森県県土整備部長要望実施
令和　3 年 10 月　　青森県県土整備部長要望実施
令和　4 年　9 月　　青森県県土整備部長要望実施
令和　6 年　1 月　　青森県県土整備部長要望実施
令和　6 年　7 月　　青森県知事要望実施
令和　6 年　7 月　　青森県東青地域県民局地域整備部長要望実施
令和　7 年 10 月　　知事と市長村長の意見交換会で要望実施

担当部署名	今別町　産業建設課

県道 14 号線　主要地方道今別蟹田線（平坦化整備）整備早期完成について

要望項目	**今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期完成について**			
要　望　先	国			
	県	県土整備部（河川砂防課）		
	その他			
関係法令			事業主体	青森県

要　望　事　項　の　内　容
当該要望箇所である今別町山崎地区は、民家裏の広範囲が急傾斜地危険区域となっております。以前よりこの場所は波による浸食を原因とする崖崩れ誘発対策のため、消波ブロックや護岸ブロックが整備されておりましたが、ブロックの老朽化や破損により水没してしまっている部分も多く、機能が著しく低下している状況です。そのため、消波ブロックの追加設置、設置区間の延長及び護岸工が必須であると考えます。 また、令和 4 年 8 月の大雨災害により民家裏の法面に崩落箇所が多く確認されており、今後も降雨が多くなると全ての法面で崩落が発生する可能性があり、危険な状況となっております。 地域住民の安全安心の確保のためにも、当該要望箇所につきましては喫緊の整備・対策が必要であります。 以上のことから、引き続き下記について要望するものです。 **１．今別海岸及び山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置、急傾斜地法面保護工の早期完成**

現　在　ま　で　の　主　な　経　緯　・　参　考　事　項
○要望活動等 令和 3 年　　県単独事業要望 令和 4 年 8 月　　大雨災害による法面崩れ 令和 5 年　　県単独事業要望 令和 6 年　　県単独事業要望 令和 7 年　　県単独事業要望

担当部署名	今別町　産業建設課

今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期完成について

【護岸吸出部分】

【既設消波ブロック水没】

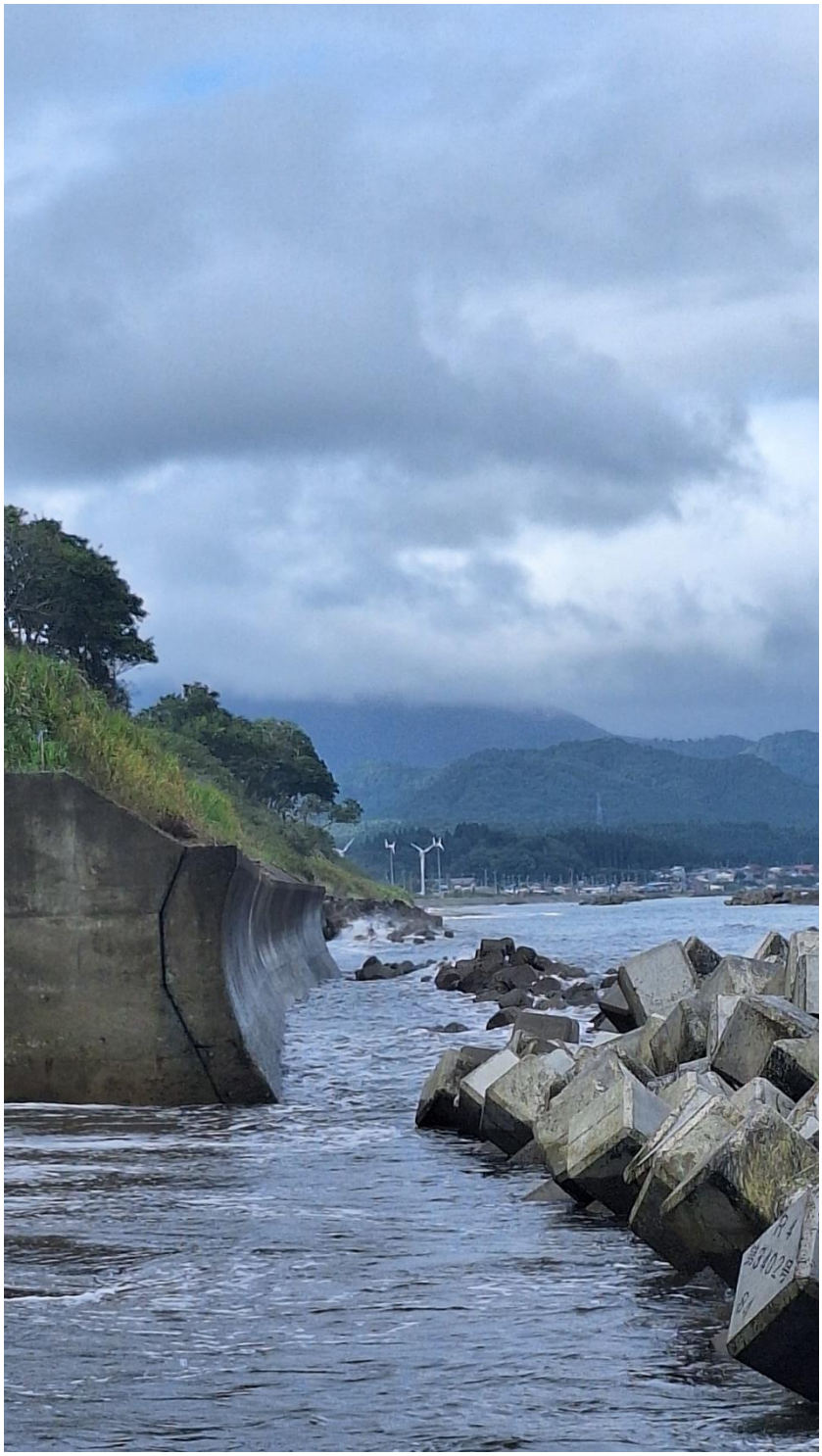

【法面崩落箇所】

要望項目	**国道 280 号整備促進について（継続）**			
要　望　先	国	国土交通省（道路局）		
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	青森県

要　望　事　項　の　内　容
国道 280 号は、津軽半島北部へ通じる海岸道路であり、観光バスなど大型車両の通行のほかに、地域住民にとって生活を支える唯一の路線となっています。 2001 年に野田バイパス（外ヶ浜平館）が開通しましたが、今別町砂ケ森地区から今別バイパスまでの沿岸道路については、非常に狭隘部分が多く、現在も大型車両の通行が困難な箇所も多数あるほか、普通車両でもすれ違う際に大変不便をきたす箇所もあります。また、同区間の道路については一路線のみであり、冬期間は降雪量の増加に伴い一般車両の通行にも支障をきたし、災害時には大きな被害につながる可能性が非常に高い地域となっています。 特に、大泊海岸は海と隣接した路線のため、波により年々浸食され砂浜もなく護岸などに波が直接押し寄せる状況となっています。このため、低気圧や季節風に伴う高波により、小石や木片が道路上に打ち上げられ、通行にも影響を及ぼし安全対策が叫ばれております。 沿岸地域で唯一の道路でもあり、地域住民の安心安全な生活を維持するため、防災対策を含む道路整備については早急に進めていただくよう強く要望します。 **１．国道 280 号の防災対策を含む早急な道路整備**

現在までの主な経緯・参考事項
○要望活動等 平成 11 年 12 月　山崎～大泊区間国道 280 号決壊（二日間通行止め） 平成 19 年～20 年　袰月（七曲）災害防除対策　道路拡幅及び防護柵工 平成 22 年 9 月　大雨による七曲土砂災害発生（一部通行止め） 平成 27 年 8 月　東青地域県民局地域整備部　部長要望「大泊海岸の早期整備について」 平成 29 年 4 月　暴風による倒木、道路防護柵破損災害発生（一部通行止め） 平成 29 年 5 月　東青地域県民局地域整備部　部長要望「国道 280 号線の防災対策について」 令和 4 年 8 月　袰月～奥平部区間大雨災害による土砂崩れ発生（通行止め）

担当部署名	今別町　産業建設課

国道 280 号整備促進について

※高波による交通障害写真

※暴風による倒木被害写真

※令和４年度　８月大雨被害

※落石被害

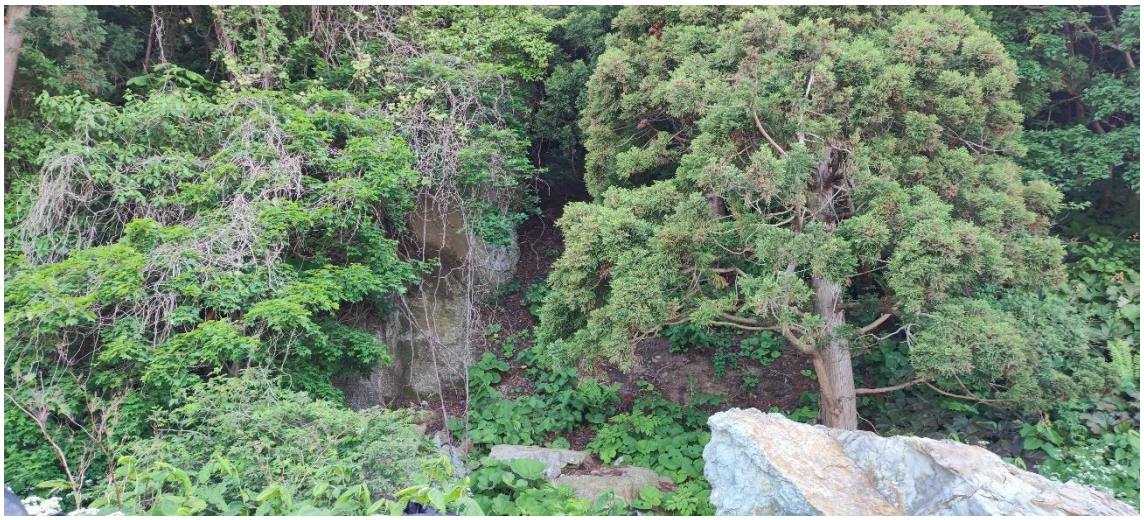

要望項目	国道 280 号（蓬田～蟹田）バイパス整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（道路局）		
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法		事業主体	青森県

要望事項の内容
一般国道 280 号は、青森市から陸奥湾沿いに北上し、津軽半島最北端の外ヶ浜町三厩地区に至る半島循環道路で地域住民の生活路線となっていますが、冬期間は、降雪による交通渋滞が慢性化するなど、日常生活に支障をきたしております。 また、東青地区の観光や、産業経済の振興並びに文化の向上にとって最も重要な路線であり、その機能強化のために整備促進は緊急の課題となっております。 現在、蟹田Ⅱ期工区残工事区間Ｌ＝0.78ｋｍについては、道路新設工事が進められておりますが、早期完成を望む声は地元住民の切実なものであります。 青森市と津軽半島地域の連絡機能の向上及び交流の促進を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 **１．国道 280 号（蓬田～蟹田）バイパスの建設及び整備促進**

現在までの主な経緯・参考事項
油川　～　内真部　Ｌ＝8.37ｋｍ　平成５年開通 内真部　～　蓬田　Ｌ＝10.20ｋｍ　平成 14 年開通 蓬田　～　蟹田　バイパスⅠ期工区　Ｌ＝5.12ｋｍ　平成 22 年開通 蓬田　～　蟹田　バイパスⅡ期工区１工区　Ｌ＝0.90ｋｍ　平成 29 年開通 蓬田　～　蟹田　バイパスⅡ期工区２工区 ・平成 26 年度　道路概略設計 ・平成 27 年度　事業説明会、地形測量、道路予備設計 ・平成 28 年度　路線測量、道路詳細設計 ・平成 29 年度　事業説明会、用地測量、用地買収 ・平成 30 年度　用地買収 ・令和元年度　用地買収、遺跡調査 ・令和３年度～ 用地買収、道路新設着手

担当部署名	外ヶ浜町　建設課

国道280号(蓬田～蟹田)バイパス整備状況

Ⅱ期工区 標準横断図

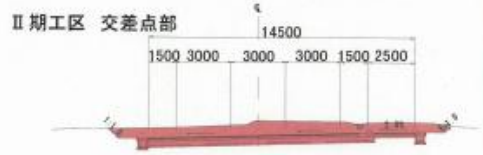

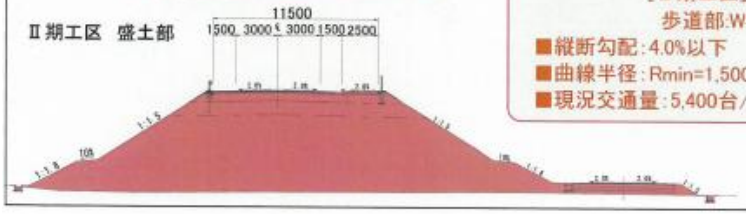

事業概要

- ■事 業 名:国道280号蓬田～蟹田バイパス
- ■事業区間:東津軽郡蓬田村大字瀬辺地から外ヶ浜町字中師宮本まで
- ■事業延長: L=6,800m
- ■幅 員:[Ⅰ期工区]車道部:W=9.5m
  [Ⅱ期工区]車道部:W=9.0m、歩道部:W=2.5m(一部両側)
- ■縦断勾配:4.0%以下
- ■曲線半径:Rmin=1,500m
- ■現況交通量:5,400台/日

現道の状況

歩道未設置区間

冬期の通学路

冬期はすれ違いが困難

災害時リダンダンシー確保必要

開通済み工区の利用状況

油川～内真部間
L=8.37km (S53～H5)

内真部～蓬田間
L=10.20km (H6～H14)

蓬田～蟹田BPⅠ期
L=5.12km (H15～H22)

要望項目	**蟹田川の河川整備について（継続）**			
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）		
	県	県土整備部（河川砂防課）		
	その他			
関係法令	河川法		事業主体	青森県

要望事項の内容
蟹田川においては、令和４年８月の大雨の他、過去にも大雨の時は何度も氾濫を繰り返し、農地の冠水や南沢地区で床下浸水する等、災害による被害が多い河川となっております。 令和４年８月の大雨の際は、総合流域防災事業として、伐木除根工、河床掘削工を継続して実施して頂いている効果により、最小限の被害に抑えられたと認識していますので、他箇所についても引き続き、災害防止のため河川断面確保等による適正な維持管理をして頂くよう要望いたします。 **１．蟹田川の伐木除根及び河床の掘削**

現在までの主な経緯・参考事項
平成 28 年度　要望箇所③　掘削工 平成 29 年度　要望箇所⑥　掘削工 平成 30 年度　要望箇所⑧　掘削工・伐木除根工 令和 元年度　要望箇所⑧　掘削工・伐木除根工 令和 2 年度　要望箇所⑨　掘削工 令和 3 年度　要望箇所①　掘削工、伐採除根工 令和 4 年度　要望箇所④　掘削工、伐採除根工 令和 5 年度　要望箇所①②　掘削工、伐採除根工 令和 7 年度　河川全体の測量

担当部署名	外ヶ浜町　建設課

蟹田川の河川整備について

蟹田川の維持管理については以前より定期的に施工していただいており、河川の安全は確保されてきました。

しかし、令和 4 年大雨災害により、再び土砂の堆積が見られ、掘削が必要な状況となっております。よって、下記要望区間の伐木除根、河床整理等の継続的な維持管理を必要としています。

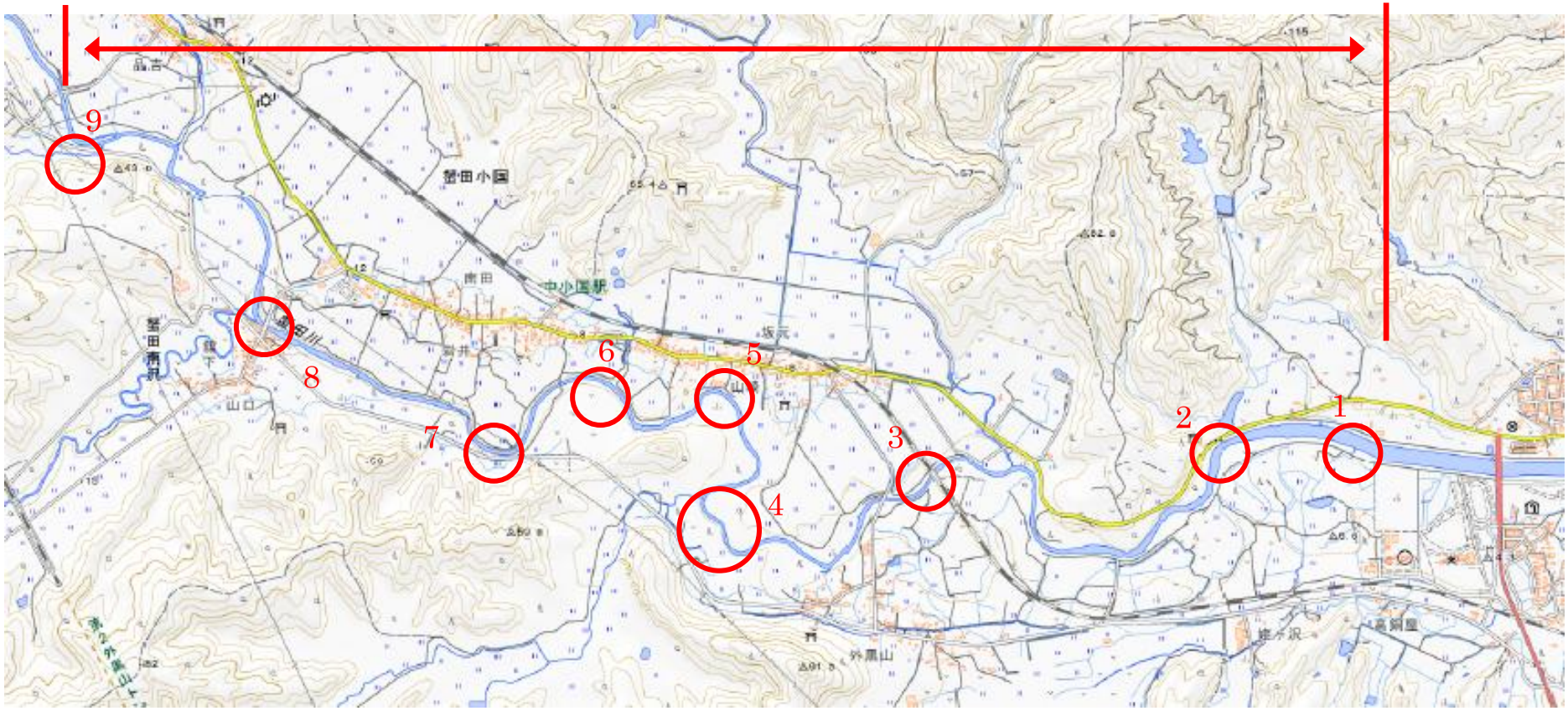

要望項目	**主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）小国峠の道路整備について（継続）**			
要望先	国			
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令			事業主体	青森県

要望事項の内容
主要地方道今別蟹田線は、今別町及び外ヶ浜町三厩地区から青森市、五所川原市へ通じる唯一の道路として町民の命を繋ぐ重要な路線になっています。 しかし、当該路線は、急勾配の上にカーブが多く、特に冬季積雪期間は、一部区間で散水消雪施設を整備しているものの、その他の区間で路面凍結や積雪による車両事故が多発しており、地域住民は不安を感じているところです。 北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業後は、物流・人流・観光・防災を支える最重要路線としての役割が更に増していることから、住民の命を守る、事故のない安全な道路として、平坦化に向けた整備について要望いたします。 **1．主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）の平坦化に向けた道路整備について**

現在までの主な経緯・参考事項
令和４年１月 29 日、今別町長と外ヶ浜町長の連名で青森県県土整備部長へ要望書を提出している。 令和５年度　道路課及び関係町村等と連携をとりながら 8/30、12/20、3/19 の３回、勉強会を開催。 令和６年度　道路課及び関係町村等と連携をとりながら 2/18 に勉強会を開催。 令和８年度　道路課及び関係町村等と連携をとりながら 6/26 に勉強会を開催。

担当部署名	外ヶ浜町　建設課

主要地方道今別蟹田線（県道１４号）小国峠区間　位置図

要望項目	陸奥湾ホタテガイの安定生産に向けた支援について			
要望先	国	水産庁		
	県	農林水産部（水産局水産振興課）		
	その他			
関係法令			事業主体	国・青森県

要望事項の内容

陸奥湾ホタテガイ養殖業は、本県水産業を支える基幹産業であり、地域経済及び雇用の維持に重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の高水温の影響により、ホタテガイの大量のへい死被害が発生し、生産量は大幅に減少しております。令和７年の水揚げ量は２万トンを下回り、過去最低水準となるなど、漁業者のみならず加工・流通関連産業にも深刻な影響を及ぼしています。

つきましては、ホタテ産業の早期再生と継続的な経営の安定化を図るため、次の事項について特段のご支援を要望いたします。

１．稚貝・母貝確保対策

- 採苗不良時における種苗確保対策の支援
- 次期生産に向けた施設復旧や種苗確保への支援
- 安定的な種苗供給体制の構築

２．漁業者に対する経営支援の継続・拡充

- 養殖資材や燃油価格高騰への支援継続
- 漁業経営安定化に向けた支援制度の拡充
- 大量へい死発生時の再生産支援
- 販路拡大・所得向上対策の支援

３．国への財政支援及び制度拡充に向けた積極的な働きかけ

- 後継者育成、担い手確保対策の支援
- 新たな養殖魚種の導入支援
- 自動化・省力化機器等スマート水産業導入の支援

現在までの主な経緯・参考事項

令和５年度　：　令和５年度蓬田村ホタテガイ親貝確保対策事業支援交付金　3,000,000 円

令和７年度　：　令和７年度蓬田村ホタテガイ親貝確保対策事業支援交付金　2,000,000 円
令和７年度蓬田村ホタテガイ採苗緊急支援事業交付金　2,627,999 円
蓬田村ホタテガイ養殖事業物価高騰対策支援金　9,000,000 円

担当部署名	蓬田村　産業振興課

要望項目	玉松海水浴場沿岸地域の観光開発及び環境整備について			
要望先	国			
	県	県土整備部（河川砂防課）		
	その他			
関係法令			事業主体	青森県

要望事項の内容

本村の玉松海水浴場周辺は、数少ない観光資源であり、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る上で重要な拠点となっています。

また、海水浴場周辺には、国の事業により整備された「たままつ海の情報館」が立地していますが、施設の老朽化が進行しているほか、利用者の減少により、十分な利活用が図られていない状況にあります。

更に沿岸部には大量の海藻等が漂着し、悪臭の発生や景観の悪化を招いており、観光客の満足度及び地域イメージの低下が懸念されています。

〇課題
(1) 観光施設の魅力不足
(2) 老朽施設の維持管理負担（県の負担となっています。）
(3) 海岸環境の悪化
(4) 観光客数の減少
(5) 地域経済への影響

このような状況を放置することは、村の印象を損なう恐れがあることから、早急な改善が必要だと考えますので、次の事項について検討していただきたく要望します。

〇要望事項
(1) 海の情報館の再整備及び利活用方策の検討
(2) 海岸漂着物・海藻対策への支援
(3) 観光資源としての海岸一帯の整備
(4) 国の補助制度等を活用した観光施設整備への支援

海水浴場沿岸地域の観光振興を図るため、これらについて、県主導で海岸観光エリアの再生構想を検討していただきたい。

現在までの主な経緯・参考事項

たままつ海の情報館
平成 12 年　完成
平成 15 年　管理運営に関する協定締結（県⇔村）
平成 27 年　情報館の利活用協議（村→県）
令和 2 年　県に重点事業として所有権の移管を要望
令和 3 年　財政的負担等により重点事業取り下げ
令和 3 年　利活用について協定書見直しを含め検討（県⇔村）
令和 6 年　県に重点事業として施設老朽化に伴う改修・修繕を要望
令和 8 年　県による海岸維持工事（情報館施設補修一式 1,000 万円）

担当部署名	蓬田村　産業振興課